

子育て・子育てワイワイプラン基本方針に基づく施策・事業の実績 【令和2年度実績／令和3年度取組予定】

第3回子ども子育て審議会
令和3年10月19日

資料4

【評価の基準】「A」：実施（達成）できた、「B」：一部実施（達成）できた「C」：実施（達成）できなかった、「一」：該当事業なし又は当該年度に事業予定なし

前期計画(H27-R1年度) ← → 後期計画(R2-R6年度)

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
1 子どもの主体的な参加ですめる												
1-1 子どもの権利の尊重												
1-1	01	重-1	【新規】子ども相談室の運営	第9条、第15～23条	—	子育て支援課			子ども相談室の課題として、啓発品の計画的な配布及びSNS等を活用した随時の情報発信がある。今後も子どもに寄り添った子ども相談室を運営していくため、より一層の普及啓発を図っていく。 子どもが相談しやすい相談窓口にするため、子どもに身近な相談方法を設定し、その周知に取り組む。 子どもの権利侵害について、子どもの権利擁護委員が対応する相談、調査等に係る活動について、子どもの権利擁護委員、子どもの権利擁護相談・調査専門員と連携し、運営していく。	令和2年度主な啓発品配布実績 ・子ども相談室 ほっとルームリーフレット ・機関紙(ほっとルーム通信) ・子ども条例副読本 ・子ども条例広報冊子 ・子ども相談室PRカード ・子ども条例リーフレット ・子ども相談室周知ポスター 子ども相談室相談件数等 ・令和2年度新規相談 51件 ・令和2年度対応回数 564回	A	より子ども自身が相談しやすい体制とするため、Twitter、Facebookを毎月投稿することで、改めて子ども相談室及び相談方法(面談、電話、メール、手紙、FAX)の周知を図る。また、子ども相談室はどんなことでも相談できる機関であることも併せて周知していく。 SNS等を活用した情報発信についても検討し、子ども条例及び子ども相談室の普及啓発に努めていく。
	02	重-1 重-3 重-6	子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実	第6条、第7条、第14条	子育て支援課	子育て支援課	子ども条例リーフレットに子どもの権利に関する内容を記載し、小中学生、高校生へ配布した。 また、教育委員会と連携し、小学6年生が学校の授業で学ぶ子ども条例副読本をおよび、中学生以上の市民向けの子ども条例広報冊子を作成した。 副読本については、すべての小学校において活用され、子どもの権利擁護委員による副読本を活用したいじめ予防授業も順次、実施している。 広報冊子の配布時には、すべての中学校の朝礼に子どもの権利擁護委員等が参加し、その内容の説明を行い、周知を図った。 そのほか、子どもをはじめ市民への周知を図るために、市報やホームページの活用、機関誌の発行、様々な市内行事に参加し、市民講座を主催するなど、子ども条例及び子どもの相談・救済の普及啓発に努めた。 子育てハンドブックにも子ども条例について掲載した。	各種啓発物に関して配布時期を確定させ、計画的に普及啓発を図る。 令和2年度に実施する活動報告会や市民講座について、ホームページ上に動画を配信する等、紙媒体以外の普及啓発について実施する。 母子手帳と同時に配布しているウェルカムベビー準備ブックに子ども条例を掲載し普及啓発を図るなど、市の発行物に子ども条例や子どもの相談・救済についての掲載に取り組む。	令和2年度主な啓発品配布実績 ・子ども相談室 ほっとルームリーフレット ・機関紙(ほっとルーム通信) ・子ども条例副読本 ・子ども条例広報冊子 ・子ども相談室PRカード ・子ども条例リーフレット ・子ども相談室周知ポスター 活動報告会は無観客での開催となったが、ホームページ上で動画を公開した。また、夏休み前やコロナ禍での子ども相談室の開室時間等についての周知のため、活動報告会とは別に3本の動画を公開した。 ウェルカムベビー準備ブックへの子ども条例の掲載については、健康課と連携し、令和3年度から掲載されることとなった。 教育委員会と連携し、子ども条例副読本等を活用した授業を小学校及び中学校で実施した。また、副読本指導書を作成する際にも、教育指導主事による、指導書案を用いた模擬授業も実施した。	A	各種啓発物に関して配布時期を確定させ、計画的に普及啓発を図る。また、市外に通学している市内在住の小中学生、中学生に対しても年2回啓発品を配布する。 子ども相談室紹介動画を撮影し、子ども相談室を広く周知し、より身近で相談しやすい相談窓口となるよう運営をしていく。	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
1-1	03	03	人としての権利を尊重する教育の推進	第6条、第14条	協働コミュニティ課	協働コミュニティ課	<p>○語り部講演会 6月1日「多磨全生園～人権の森を考える～」</p> <p>○人権パネル展 12月4～5日 世界人権宣言パネル等 人権啓発パネルに関する掲示</p> <p>○小学生対象の「人権の花」「人権メッセージ」事業、中学生対象の「人権作文」事業を実施した。</p>	引き続き、小学生対象の「人権の花」「人権メッセージ」事業、中学生対象の「人権作文」事業を実施する。市民全体を対象には、「人権パネル展」を実施する。	○小学生対象の「人権の花」事業を実施した。その他の事業については、新型コロナウイルス感染対策のため、実施できず。	A	感染対策を実施しながら、小学生対象の「人権の花」「人権メッセージ」事業、中学生対象の「人権作文」事業を実施する。	
							健康課	健康課	ファミリー学級(1コース3日間)を全て土曜日を含む12コース制で夫婦のパートナーシップに関する講義を実施 ・若年ママクラスにて実施	継続実施	コロナ禍のため、ファミリー学級(1コース3日間、12コース制)を2日制とし、計9コース実施。また、パートナーとの参加も1日のみに変更して実施。 ・若年ママクラスは、コロナ禍のため、休止期間あり、12回中4回のみ開催。	A
	04	04	04	家庭の教育力向上支援事業の推進	第5条	子育て支援課	子育て支援課	保育従事者等を対象に、家庭の教育力に関する相談の対応力強化を図る研修を実施した。	引き続き実施する。	保育従事者等を対象に、家庭の教育力に関する相談の対応力強化を図る研修を実施した。	A	保育従事者等を対象に、家庭の教育力に関する相談の対応力強化を図る研修を実施する。
						保育課	保育課	地域子育て支援センターを中心に、子育て関連講座や育児相談の事業を実施し、支援を図った。	引き続き事業の継続を図り、子育て家庭の支援を行う。	地域子育て支援センターを中心に、子育て関連講座や育児相談の事業を実施し、支援を図った。	B	引き続き事業の継続を図り、子育て家庭の支援を行う。
						児童青少年課	児童青少年課	家庭の教育力向上に向けた取り組みとして、安心して楽しみながら家庭教育を行うことができるように、親子のふれあいを重点に、親子の健康づくりと気軽にスポーツを楽しむことができる「親子体操」を実施した。	引き続き、子育てを楽しみながら、子どもの発育・発達に合わせた親子のふれあいを重点に、「親子体操」を実施する。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、「親子体操」を中止せざるを得なかったが、ベビーマッサージ・赤ちゃん体操等の小規模なイベントを実施することが出来た。	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、「三密」をさけるため、参加人数を抑えた小規模のイベント(ベビーマッサージ・赤ちゃん体操等)を実施する。新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、「親子体操」の実施を検討する。
						子家セン	子家セン	・子育てひろばで各支援事業(父親対象11回、絵本事業等24回)を実施した。 ・0歳児を持つ親を対象に、しつけの後押し講座を2回実施した。	・コロナ禍等で状況により中止や形を変えながらではあるが、今後も継続する。	・新型コロナ感染症の感染防止の観点から令和2年度に予定していた「パパ集まれ」など交流事業や「わらべうた」など絵本事業を中止した。	A	・コロナの感染状況を踏まえながら、今後も事業の継続に努める。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	1-1	04		家庭の教育力向上支援事業の推進	第5条	公民館	公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する講座を実施。9講座・述べ104回実施。 ・学習支援保育付き講座を実施。10講座・述べ174回実施。 「乳幼児を持つ母親のための講座 人形遊び&読み聞かせで広がる！わくわく子育て」(保育付き)(14回) 「子育て中の外国人女性のための日本語講座」(保育付き)(31回) 「子育て中の女性のための講座 なりたい私になる！子育てコーチング講座」(保育付き)(16回) 「子育て中の女性のための講座 31文字で子育てを奏でよう～短歌入門」(保育付き)(16回) 「家庭の教育力向上講座 イライラを減らす勇気づけの子育てとは？Ⅱ」(4回) 「子育て中の女性のための講座 おこりんぼうママの笑顔復活プロジェクト2019」(保育付き)(22回) 「女性のための講座 写真で紡ぐ あなたの物語2」(保育付き)(16回) 「子育て中の女性のための講座 親子の元気をアップデート」(保育付き)(13回) 「女性のための講座 生きるチカラの育て方」(保育付き)(15回) 「子育て中の女性のための講座 コーチングでイキイキ！」(保育付き)(16回) 「子育て中の女性のための講座 子育てママの家と心の整理」(保育付き)(15回) 「思春期の子どもに向き合うための講座」(3回) 「子どもの課題を考える講座(1回)」 ・働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業実施。3事業・述べ7回実施。 「家庭の教育力向上講座」(4回) 「現代的課題を考える講座 家庭でできるアクティブラーニング」(2回) 「子どもの課題を考える講座」(1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する講座を実施する。 ・働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業を実施する。 ・学習支援保育の実施により、育児期の女性の仲間との学習活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する講座を実施。7講座・述べ63回実施。 ・学習支援保育付き講座を実施。6講座・述べ89回実施。 「子育て中の女性のための日本語講座 親子で楽しむ！絵本のある子育て」(保育付き)(11回) 「子育て中の外国人女性のための日本語講座」(保育付き)(22回) 「家庭の教育力向上講座 子どもの自立と子どもとの絆を育むかわり方」(1回) 「子育て中の女性のための講座 食育講座 あした、何食べる？」(保育付き)(12回) 「子育て中の女性のための講座 手作り絵本をわが子に」(保育付き)(13回) 「子育て中の女性のための講座 ノーバディズ・パーフェクト」(保育付き)(19回) 「子育て中の女性のための講座 子育てママの家と心の整理」(保育付き)(12回) 「子どもの課題を考える講座① 思春期の子どもココロに寄り添う」(3回) 「人権講座 子どもの権利を考える」(4回) 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する講座を実施する。 ・働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業を実施する。
		05		里親制度(養育家庭)の推進	第8条	子家セン	子家セン	<ul style="list-style-type: none"> ・都と連携し、養育家庭体験発表会を10月に開催した。 ・児童相談所が主催する里親・児童相談所・児童養護施設・子ども家庭支援センターの連絡会に参加した。 ・ホームページやこそだてフェスタ、市民まつりなどのイベントで情報を提供した。 	今後も継続する	<ul style="list-style-type: none"> ・都と連携し、養育家庭体験発表会を10月に開催した。 ・児童相談所が主催する里親・児童相談所・児童養護施設・子ども家庭支援センターの連絡会に参加した。 ・コロナ禍で、イベント等が中止になる中、ホームページ等で里親等に関する情報提供を行った。 	A	今後も継続する

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	1-1-	06		スキップ教室(適応指導教室)の充実	第9条	教育支援課	教育支援課	<p>不登校の背景について、子どもの生育歴、情緒・認知・社会性の発達、家庭環境、学校生活状況等から総合的に見立てを行い、その見立てを指導員で共有し、支援、指導を行った。</p> <p>また、通室児童生徒の在籍校と連絡を密に取り合い、スキップ教室での様子やスキップ教室で立てた通室目標や指導方針を共有した。</p> <p>各スキップ教室の主任指導員と月1回会議し、教室全体についての方針を確認し、教室内の児童生徒の様子・状態の理解の共有・方針の確認を行った。</p> <p>月1回の事例検討会議では、児童・生徒一人ひとりの理解と方針を協議し、指導員全員で共有して組織的に対応した。</p> <p>中学3年生の通室生徒については、全員、高校進学の際に学校復帰を果たした。</p> <p>指導員が中1不登校未然防止委員会に参加し、教員との情報交換を行い、不登校傾向の児童・生徒への対応について、助言した。</p>	<p>感染症や緊急事態宣言での生活の変化が子どもたちにどう影響してくかを注視しながら、スキップ教室に来室する子どもたちの不登校の背景を総合的に見立てて、一人ひとりに応じた対応を行う。</p> <p>在籍校と連携を円滑にするため、在籍校が行う入室後の連絡方法を決定する。</p> <p>従来からの目標である、『児童・生徒の社会的自立を目指し、個別の教科指導・生活指導及びカウンセリング機能の充実を図る』ことをより強化し、具体的に行うため、各スキップ教室と不登校ひきこもり相談室ニコモルールの職員が月に1回検討会議を行い、令和3年度からの体制づくりに資する。</p>	<p>不登校の背景について、子どもの生育歴、情緒・認知・社会性の発達、家庭環境、学校生活状況等から総合的に見立てを行い、その見立てを指導員で共有し、支援、指導を行った。</p> <p>また、通室児童生徒の在籍校と連絡を密に取り合い、スキップ教室での様子やスキップ教室で立てた通室目標や指導方針を共有した。</p> <p>各スキップ教室の主任指導員と月1回会議し、教室全体についての方針を確認し、教室内の児童生徒の様子・状態の理解の共有・方針の確認を行った。</p> <p>月1回の事例検討会議では、児童・生徒一人ひとりの理解と方針を協議し、指導員全員で共有して組織的に対応した。</p> <p>中学3年生の通室生徒については、全員、高校進学の際に学校復帰を果たした。</p> <p>指導員が中1不登校未然防止委員会に参加し、教員との情報交換を行い、不登校傾向の児童・生徒への対応について、助言した。</p>	A	<p>児童・生徒の社会的自立を目指し、個別の教科指導・生活指導及びカウンセリング機能の充実を図る。</p> <p>適応指導教室指導員が通室児童・生徒の在籍校と密に連絡を取り合いながら、通室目標や指導方針を明確にする。</p> <p>中1不登校未然防止委員会スキップ教室、ニコモルールの通室生徒についての理解と指導の成果を各学校の教員と共有し、学校での不登校未然防止に生かす。</p> <p>スキップ教室ニコモルールの教育相談センターの合同の方針検討会議を開催し、不登校児童・生徒一人ひとりについての適切な支援等を総合的に検討していく。</p>
		07		子ども自身が相談しやすい体制の充実 ↑ ((旧名称)子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討)	第9条	子家セン	子家セン	<ul style="list-style-type: none"> ・市内公立小学生・中学生に相談先として子ども家庭支援センターを周知するために、チラシを配布した。 ・市ホームページに子ども家庭支援センターの案内を掲載している。 ・こそだてフェスタや市民まつりで、子ども家庭支援センター及び児童相談所等の資料を配布し、相談先についてのPR活動を行った。 	今後も継続する	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は子育て支援課子ども相談係と連携し、子ども自身からの相談に関しては、子ども相談係でチラシ等を作成し配布した。また、市内公立小学生・中学生の親に対して、「つらいときはひとりで悩まないで相談してください」というチラシを作成して配布した。 ・市ホームページに子ども家庭支援センターの案内を掲載している。 	A	今後も継続する

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	1-1	07		子ども自身が相談しやすい体制の充実 ↑ ((旧名称)子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討)	第9条	—	子育て支援課		子ども自身が相談しやすい体制として、フリーダイヤルによる電話相談や市のお問い合わせフォームを活用したインターネットによる相談システムを構築している。 その他の方法として、FAX・手紙による相談にも対応し、子ども相談室の周知に取り組む。	子どもからの新規相談件数:25件 ※全新規相談件数:51件	A	より子ども自身が相談しやすい体制とするため、Twitter、Facebookを毎月投稿することで、改めて子ども相談室及び相談方法(面談、電話、メール、手紙、FAX)の周知を図る。また、子ども相談室はどんなことでも相談できる機関であることも併せて周知していく。 SNS等を活用した情報発信についても検討し、子ども条例及び子ども相談室の普及啓発に努めていく。
		08		スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化	第9条	教育支援課	教育支援課	全市立小・中学校に東京都のスクールカウンセラーを配置した。教育支援課から教育支援アドバイザーを巡回させて個に応じた教育についての助言を行った。スクールソーシャルワーカーの巡回で問題の初期段階で適切な対応を行えるよう教員に助言した。スクールカウンセラー連絡会を活用し、教育相談センター職員・市の関係職員との情報交換や教育委員会の方針について共有化を図った。都スクールカウンセラーの増員を要望し、次年度の配置に一部反映された。	スクールカウンセラーを学校に配置し、日常的な児童・生徒との関わりの中で、児童・生徒や保護者の相談、教員等への助言などにより、学校の教育相談体制の充実を図る。校内での情報共有、組織的対応を強化を行う。 スクールカウンセラー2人配置となった学校については、連絡を適宜行い円滑な情報連携に努める。 スクールソーシャルワーカーは全小中学校に月に1回巡回し、問題の初期段階で適切に対応し助言を行う。	全市立小・中学校に東京都のスクールカウンセラーを配置した。昨年度都スクールカウンセラーの増員を要望し、令和2年度は中学校2校に配置の増となった。 さらに新型コロナウイルス感染症対策の影響で通常とは異なる状況の中、自殺予防のための支援・相談体制の強化や、児童・生徒の心のケアの充実を図るため、希望のあった小中学校に対して、東京都公立学校スクールカウンセラーの追加派遣を行った。 スクールソーシャルワーカーの巡回では、問題の初期段階で適切な対応を行えるよう教員に助言した。スクールカウンセラー連絡会を活用し、教育相談センター職員・市の関係職員との情報交換や教育委員会の方針について共有化を図った。 今後も都スクールカウンセラーの増員を要望し、次年度も続けていく。	A	引き続き、全市立小・中学校に東京都のスクールカウンセラーを配置し、増員を要請する。 また、スクールソーシャルワーカーの巡回で問題の初期段階で適切な対応を行えるよう教員に助言する。 スクールカウンセラー連絡会を活用し、教育相談センター職員・市の関係職員との情報交換や教育委員会の方針について共有化を図る。
		09		【新規】学校における人権教育の実施	第14条	—	教育指導課		・「西東京あったか先生」の本市の人権教育の指針に基づき、各校は東京都作成の人権教育プログラムを参考にし、多様性を尊重する人権教育を教科等の中で実施していく。	・「西東京あったか先生」の本市の人権教育の指針に基づき、各校は東京都作成の人権教育プログラムを参考にし、人権課題を設定し、多様性を尊重する授業を展開した。	A	「西東京あったか先生」の取組を継続し、性的マイノリティを人権課題とした授業を道徳科等で実施し、生徒主体の校則の見直しなどの実現を図っていく。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	1-1	10		子ども自身が身を守るための学習プログラムの推進	—	子育て支援課	子育て支援課	なし	庁内の取組の把握に努めるとともに、プログラムの実施方法、実施機関等について検討する必要がある。	なし	C	庁内の取組の把握に努めるとともに、プログラムの実施方法、実施機関等について検討する必要がある。
		11	重-10	要保護児童対策地域協議会の活用	第4条第6条第8条	子家セン	子家セン	<ul style="list-style-type: none"> 切れ目のない支援として未就学部会、発達支援部会、就学部会と部会形式に分け、それぞれ関係する職員が集まり、部会を通して要支援児童等の情報や支援について共有し連携を図った。 関係機関向けに現場での児童虐待対応の基本講座(虐待防止支援員養成講座)や専門家による研修(テーマ別研修)を2回実施した。 未就学部会として基幹型保育園(地域子育て支援センター)と共催で地域交流会を5ブロックで開催し、未就学児を持つ所属機関と気になる児童、保護者についてグループワークを行った。 個別ケースの支援を協議するためケース検討会議を134回実施した。 	<p>今後も継続する。</p> <p>子育て支援課子ども相談係との連携について模索していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 切れ目のない支援として未就学部会、発達支援部会、就学部会と部会形式に分け、それぞれ関係する職員が集まり、部会を通して要支援児童等の情報や支援について共有し連携を図った。 関係機関向けに現場での児童虐待対応の基本講座(虐待防止支援員養成講座)や専門家による研修(テーマ別研修)を1回実施した。 未就学部会として基幹型保育園(地域子育て支援センター)、健康課で基幹型センター園会議を3回開催し、気になる児童、保護者について情報共有を行った。 個別ケースの支援を協議するためケース検討会議を102回実施した。 	A	<p>今後も継続する。</p> <p>子育て支援課子ども相談係との連携について模索していく。</p>
		12		虐待・虐待再発防止のための学習機会の検討	第5条第6条第7条第8条	子家セン	子家セン	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関向けに虐待防止支援員養成講座やテーマ別研修を開催した。 こそだてフェスタや市民まつり、ルピナスまつり参加者にパンフレットやチラシを配布することで、虐待の早期発見や予防の普及啓発活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍等で状況により中止や形を変えながらではあるが、今後も継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> 親を対象とした、虐待や虐待の再発を防止するための学習の機会等について、コロナ禍を踏まえ対面による開催に代えて、未就学児、小学校1年生の親に「体罰などによらない子育てハンドブック」を配布し、虐待や虐待防止に係る周知・啓発を行った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> コロナの感染状況を踏まえながら、今後も事業の継続に努める。
		13	重-1	虐待の早期発見・通告・早期対応をするための普及活動の充実	第6条第8条	子育て支援課	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関について情報提供を行った。 	引き続き実施する。	子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関について情報提供を行った。	A	子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関の情報を掲載する。
	子家セン					子家セン	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関に対し、虐待防止支援員養成講座やテーマ別研修を行い、早期発見・通告・早期対応をするための知識向上を図った。 関係機関に児童虐待防止パンフレットを配布した。 児童虐待推進防止月間(11月)を活用し、高齢者支援課と障害福祉課と共催で三虐待(児童・高齢・障害)防止の広報紙掲載や駅前での虐待防止のグッズを配布し、啓発に務めた。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍等で状況により中止や形を変えながらではあるが、今後も継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関に対し、虐待防止支援員養成講座やテーマ別研修を行い、早期発見・通告・早期対応をするための知識向上を図った。 関係機関に児童虐待防止パンフレットを配布した。 児童虐待推進防止月間(11月)を活用し、市報1面での広報やFM西東京でのPR、庁用車にマグネットステッカーを貼付けての周知等を行った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> コロナの感染状況を踏まえながら、今後も事業の継続に努める。 	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
1-1	14	重-1 重-3	子どもにとって大切な権利について学ぶ機会の提供	第14条	子育て支援課	子育て支援課	<p>施策1-1-02の取組と同様に、子ども条例リーフレットに子どもの権利に関する内容を記載し、小中学生、高校生へ配布した。</p> <p>また、教育委員会と連携し、小学6年生が学校の授業で学ぶ子ども条例副読本をおよび、中学生以上の市民向けの子ども条例広報冊子を作成した。</p> <p>副読本については、すべての小学校において活用され、子どもの権利擁護委員による副読本を活用したいじめ予防授業も順次、実施している。</p> <p>広報冊子の配布時には、すべての中学校の朝礼に子どもの権利擁護委員等が参加し、その内容の説明を行い、周知を図った。</p> <p>そのほか、市民講座一みんなどで考える「子どもの権利」一を実施した。</p>	<p>教育委員会と連携し、子どもの権利を学ぶ機会となるよう、子ども条例リーフレット、子ども条例副読本(小学6年生対象)、子ども条例広報冊子(中学生)を配布し、小学6年生においては、副読本を活用した授業を実施する。また、各学校で一定程度の授業が実施できるよう、副読本の指導書を令和2年度中に作成する。</p>	<p>教育委員会と連携し、子ども条例副読本等を活用した授業を小学校及び中学校で実施した。また、副読本指導書を作成する際にも、教育指導主事による、指導書案を用いた模擬授業も実施した。</p> <p>副読本指導書の原案は令和2年度中に完成した。</p>	A	<p>教育委員会と連携し、子ども条例副読本等を活用した授業を昨年度以上に実施をしていく。</p> <p>副読本指導書は令和3年度中に印刷・製本し、各小学校に配布する。</p>	
					児童青少年課	児童青少年課	<p>児童館の日常の指導において、子どもたちの大切な権利を侵害することがないように、児童館職員研修を通じて指導を行った。</p>	引き続き実施する。	<p>児童館の指導において、子どもたちの権利を侵害することがないように、児童館職員研修を通じて指導を行った。</p>	B	<p>子ども相談室と協力し、児童館イベント時に子どもの権利について学ぶ機会を設ける。</p> <p>児童館職員研修において、子どもの権利について指導を行う。</p>	
					子家セン	子家セン	<p>令和元年度については実施しなかった。小中学校の授業での講演を子育て支援課で実施することとなる。</p>	<p>「子どもにとって大切な権利について学ぶ機会の提供」は子育て支援課と調整する。</p>	※子育て支援課で実施	—	<p>子どもにとって大切な権利について学ぶ機会の提供」は子育て支援課と調整する。</p>	
1-2-1 地域のシステムづくり												
1-2-1	01	重-2	子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進	第13条	児童青少年課	児童青少年課	<p>会場をコール田無に移し、初めての中高生年代プロジェクトを実施した。</p> <p>市内及び近隣の中高生が実行委員会を立ち上げ企画からチケット作成、イベント運営までを担い、自主性を重んじたイベント開催ができた。</p>	<p>会場をこもれびホールに移し、初めての開催となる中高生年代プロジェクトの支援及び各館において実施している中高生事業の推進を引き続き実施する。</p>	<p>中高生年代プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会場での開催を中止せざるを得なかったが、参加を予定していた各団体が作成した動画を集め、DVDを作製した。</p>	A	<p>新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、中高生年代プロジェクトの支援及び各館において実施している中高生事業の推進を引き続き実施する。</p>	
					みどり公園課	みどり公園課	<p>指定管理者が主催する事業に子供のための企画を実施した。</p> <p>また、みどり公園課主催のイベントに、子供や親子で参加できる企画に取り組んだ。</p>	<p>指定管理者の事業をはじめ、更なる子ども対象の企画に取組む。</p> <p>イベント等が西東京いこいの森公園に集中してしまうため、小規模公園等の活用も検討する必要がある。</p>	<p>コロナ禍ではあったが、指定管理者が「プレーパーク」や「四季を楽しむクラブ」などの事業を実施した。また、小規模公園を対象とした「見つけよう！お気に入りのLittle Park」をWeb配信した。</p>	A	<p>指定管理者の事業をはじめ、更なる子ども対象の企画に取組む。</p> <p>イベント等が西東京いこいの森公園に集中してしまうため、小規模公園等の活用も検討する必要がある。</p>	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定					
1-2-1	02	重-4	児童館の親子で参加できる行事や企画の充実	第13条	児童青少年課	児童青少年課	児童館での子育てひろば事業や乳幼児親子対象のサークル活動等の実施、父親が参加しやすいイベントや、親子デイキャンプ等の実施により、親子で参加できるイベントを実施した。	引き続き、親子で参加できるイベントを実施していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ほとんどの児童館事業を中止せざるを得なかったが、乳幼児と保護者向けの事業については人数制限をしながら実施した。	B	新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き、親子で参加できるイベントを実施していく。						
							第13条	図書館	図書館	・イベントや図書館の広報物を活用するとともに、学校司書連絡会への参加時に「CATCH」についてのPRを行う等学校司書との情報共有を積極的にいき、新規編集者の採用、人員確保を行った。	イベントや図書館の広報物を活用し、YA向け情報誌「CATCH」の新規編集者の採用、人員確保を行う。YA世代が参加しやすい共同編集(リモートで行う等)の方法を検討する。	メール、電話、FAXを使い、YA世代が参加しやすいリモートでの共同編集を行った。	A	イベントや図書館の広報物を活用し、YA向け情報誌「CATCH」の新規編集者の採用、人員確保を行う。今後もYA世代が参加しやすい方法で共同編集を実施する。			
										第13条	児童青少年課	児童青少年課	歩け歩け会の中学生ボランティアや中高生プロジェクト実行委員会、児童館利用者等へのアンケートやヒアリングを実施し、イベントや児童館運営へ反映することが出来た。	引き続き、施設や提供するサービスに対し、定期的に評価、改善提案等をしていく子ども調査を実施していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ほとんどの児童館事業を中止せざるを得なかったが、児童館利用者等への聞き取りのみ実施できた。	B	新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き、児童館利用者等へのアンケートやヒアリングを実施していく。
													図書館	図書館	市内小・中学校に「子どもの読書アンケート調査」を実施した。	・アンケート結果を「第4期西東京市子ども読書活動推進計画」策定の参考にした。	・アンケート結果を参考にして「第4期西東京市子ども読書活動推進計画」策定した。
										05	防犯対策の充実	第4条第6条第11条	危機管理課	危機管理課	・下校時間帯における青色防犯パトロールの実施 ・GW、全国地域安全運動期間中における地域合同パトロールの実施 ・市報、ホームページ、各小学校に設置している防犯掲示板による広報啓発活動 ・防犯活動団体への補助金交付及びリーダー連絡会の開催 ・小学校における地域安全マップ作製支援の実施 ・犯罪発生時における防犯活動団体などへのパトロール強化依頼の実施	・下校時間帯における青色防犯パトロールの実施 ・GW、全国地域安全運動期間中における地域合同パトロールの実施 ・市報、ホームページ、各小学校に設置している防犯掲示板による広報啓発活動 ・防犯活動団体への補助金交付及びリーダー連絡会の開催 ・小学校における地域安全マップ作製支援の実施 ・犯罪発生時における防犯活動団体などへのパトロール強化依頼の実施	・下校時間帯における青色防犯パトロールの実施 ・各団体の個別パトロールへの参加 ・市報、ホームページ、いーなメールでの広報啓発活動 ・防犯活動団体へ補助金の交付

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
1-2-1	05	05	防犯対策の充実	第4条第6条第11条	児童青少年課	児童青少年課	小中学校の「子ども110番ピーポくんの家」の活動の他に、児童館・学童クラブ職員研修のなかで、危機管理等、防犯意識を高めることを目的とした研修を行った。また、各館の周辺で防犯上危険と思われる箇所の洗い出しを行った。	引き続き、職員研修等を通じて防犯意識の向上を図っていく。	児童館・学童クラブ職員研修のなかで、危機管理等、防犯意識を高めることを目的とした研修を行った。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から小中学校の「子ども110番ピーポくんの家」の活動は中止せざるを得なかった。	B	新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き、職員研修等を通じて防犯意識の向上を図っていく。	
							教育指導課	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校において作成した学校安全計画に基づき、全教育活動を通して安全教育を継続して実施した。 ・市内全小学校の安全連絡会において、引き続き、地域支援による安全確保の取組を行った。 ・委嘱したスクールガードリーダーによる巡回指導を全ての小学校に対して実施し、より安全対策の質を高める取組を引き続き行った。 ・東京都教育委員会作成の安全教育プログラムを活用し、安全教育の充実を図り、危険を予測し回避する能力を身に付けさせる指導を計画的に行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市立学校においては学校安全計画を作成する際に、東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、内容の工夫及び改善を行うよう指導・助言し、安全教育のより一層の充実を図る。 ・市内全小学校の安全連絡会において引き続き、地域支援による安全確保の取組を行う。 ・スクールガードリーダーによる市内全小学校に対する巡回指導を継続し、安全教育のより一層の質の向上を図る。 ・東京都教育委員会作成の安全教育プログラムを活用し安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市立学校においては学校安全計画を作成する際に、東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、内容の工夫及び改善を行うよう指導・助言し、安全教育のより一層の充実を図った。また、市内で起こった事故を校長会等で共有し、事故の再発に努めた。 ・市内全小学校の安全連絡会において引き続き、地域支援による安全確保の取組を行った。 ・スクールガードリーダーによる市内全小学校に対する巡回指導を継続し、安全教育のより一層の質の向上を図った。 ・東京都教育委員会作成の安全教育プログラムを活用し安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行った。 	A
		06	青少年育成会への支援の充実	第5条第7条	児童青少年課	児童青少年課	子ども同士や親も含めた地域社会で子ども達の健全育成を目的に活動をする育成会への支援と、育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会の実施を支援した。	各小学校区で地域活動をする育成会活動と、育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会の支援を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、各小学校区で地域活動をする育成会の活動はほとんどが中止になってしまった。また、育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会も中止せざるを得なかった。	C	新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き、各小学校区で地域活動をする育成会活動と、育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会の支援を行っていく。	
							07	農業体験・ものづくり体験・地域活動体験の拡充	第4条第13条	児童青少年課	児童青少年課	児童館では、商工会の協力で真鍮棒から削りだして製作する「精密コマ」についての教室を開催し、市内の工業技術と直接触れ合う機会を作ることが出来た。また、お祭りやどんど焼きに代表される地域の活動に積極的に参加した。学童クラブでは、市内農家で農業体験を行った。
		産業振興課	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・「親子で野菜づくりにチャレンジ」(1)《種蒔き》令和元年8月28日(水) (2)《収穫》令和元年10月26日(土) ・【農のアカデミー体験実習農園】幼稚園・小学校単位で参加(4月・5月・6月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「親子で野菜づくりにチャレンジ」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・【農のアカデミー体験実習農園】幼稚園・小学校単位で参加(9月・10月・11月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「親子で野菜づくりにチャレンジ」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・【農のアカデミー体験実習農園】幼稚園・小学校単位で参加(9月・10月・11月実施) 						B

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
1-2-1	07			農業体験・ものづくり体験・地域活動体験の拡充	第4条第13条	公民館	公民館	<ul style="list-style-type: none"> ものづくり体験などの主催事業を実施。3講座・述べ5回実施。 「子ども対象陶芸体験教室」(3回) 「防災講座 元気になる災害食」(1回) 「親子体験講座 自然の恵みで染めもの体験」(1回) 	新型コロナウイルス感染防止に留意した子ども対象事業を実施する。	新型コロナウイルス感染防止対策のため、鑑賞等の密接を避けた方法の主催事業は実施したが、ものづくり体験等の講師が受講者と近距離で指導する必要がある事業の企画は避けた。	—	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染予防に留意した子ども対象事業を実施する。 地域人材を活用した子ども対象事業を実施する。
						社会福祉協議会	地域共生課	「社会を明るくする運動～あいさつ強化週間」に協力。小学校17校、中学校7校に対し、20住民懇談会のべ373名が参加した。	「社会を明るくする運動～あいさつ強化週間」に協力。小学校18校、中学校8校に対し、20住民懇談会のべ約350名が協力参加していく。	社会を明るくする運動のあいさつ強化週間への協力は、新型コロナウイルス感染防止対策で中止となり、実施できなかった。	—	新型コロナウイルス感染防止対策を図りつつ、社会を明るくする運動のあいさつ活動に協力する。また、小学校区ごとのふれまち住民懇談会独自の活動として地域パトロール、地域まつりへの協力参加などを行っていく。
	08	重-2重-4	地域の人材発掘・養成・活用の推進↑ ((旧名称)地域の 人材発掘・養成・活用の推進(プレ リーダー・ファシリ テーターとしての 役割を担う人材を 含む))	第4条第7条	社会福祉協議会	地域共生課	都立高校の奉仕活動授業での講演は依頼なし。 小学校・中学校での総合的な学習の時間における福祉体験授業(手話体験・点字体験・盲導犬利用者講演)を登録ボランティア・ボランティア団体などが昨年同様に実施した(8校・11プログラム)。校長会を通じて周知を行った。 地域サポートリンク・地域福祉推進係と協同にて小学生向けに内容をあわせた「ボランティアはじめて講座」を実施した。	都立高校の奉仕活動授業での講演は要望に基づき実施する。 小学校・中学校での総合的な学習の時間における福祉体験授業(車椅子体験・アイマスク体験・手話体験・点字体験・視覚障がい者の講演・盲導犬利用者講演)を登録ボランティア・ボランティア団体などの協力のもと、昨年同様に実施する予定。 校長会を通じてより一層の周知をする予定	都立高校の奉仕活動授業での講演の依頼なし。 小学校・中学校の総合的な学習の時間において、学校と新型コロナウイルス感染症の感染予防のうえでの実施方法について検討、調整した。福祉体験授業(点字体験・手話体験)をボランティア団体の協力のもと実施し、児童、生徒へ学びの機会を提供した。 本年は、校長会を通じての周知を行うことができなかった。	A	都立高校の奉仕活動授業での講演は要望に基づき実施する。 小学校・中学校での総合的な学習の時間において、福祉体験授業をコロナ禍でも実施できるよう様々な調整を行い、登録ボランティア・ボランティア団体などの協力のもと、昨年同様に実施する。 校長会や広報を利用して一層の周知を予定。	
	09		各国の子どもが集える事業の検討	第7条	文化振興課	文化振興課	実績なし	令和2年度実施予定なし	実績なし。	—	令和3年度実施予定なし。	
10		市報や市のホームページの子ども向け情報の充実	第13条	秘書広報課	秘書広報課	<ul style="list-style-type: none"> 市報では、写真やイラストを用い子どもたちの興味を持ってもらえるよう留意した。また、子どもの居場所特集や、子どもイベントなどを1面や終面の目につく場所に掲載し、周知を図った。 ホームページでは、夏休みの時期に「夏休み子ども向けイベント情報」を設置、特集コーナーを作成し、夏休み特集コーナーのバナーを掲載した。 	引き続き、市の有する広報媒体を活用し、子ども向けの城尾法発信の充実に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 市報では、写真やイラストを用い子どもたちの興味を持ってもらえるよう留意した。また、1月1日号では、西東京市誕生20周年を市内公立保育園の協力を得て1面を企画するなど周知を図った。 ホームページでは、夏休みの時期に「夏休み子ども向けイベント情報」を設置、特集コーナーを作成し、夏休み特集コーナーのバナーを掲載した。 	A	引き続き、市の有する広報媒体を活用し、子ども向けの情報発信の充実に努める。		

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
1-2-1	11	子どもに必要な情報を届けるしくみの整備	第13条	子育て支援課	子育て支援課	子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、小中学校等を通して広く子どもに配布し、子どもの権利や相談窓口について周知した。また、西東京市のホームページに掲載するほっとルーム相談の記事は、読み仮名をふり、子どもにも伝わる言葉遣いに留意し作成した。	引き続き実施する。	子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、小中学校等を通して広く子どもに配布し、子どもの権利や相談窓口について周知した。また、暮らしの便利帳にも子ども条例について掲載をした。	A	キッズページのトップページにある「なやみごと相談室」をクリックすると「どんなことでも相談できるよ(メール相談受付フォーム)」のリンクが最上部に来るよう改善を図る。		
				文化振興課	文化振興課	・平易な日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子が必要に応じて関係部署等へ配布したほか、引き続き、市ホームページにも情報を掲載した。 ・市報から必要な情報を抜粋し、平易な日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した(毎月毎月617部)。	令和2年度も実施予定 QRコードを活用し、スマートフォンにも対応できるようにするなど、より広く情報を届けるしくみを引き続き検討する。	・平易な日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を作成した。QRコードを活用するなど、より広く情報を届けることができた。 ・市報から必要な情報を抜粋し、平易な日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した。	A	令和3年度は配布予定。より広く情報を届けるしくみを引き続き検討する。		
		12	子ども向け情報提供方法の検討	第13条	秘書広報課	秘書広報課	・ホームページでは、夏休みの時期に「夏休み子ども向けイベント情報」を設置、夏休み特集コーナーを作成し、夏休み特集コーナーのバナーを掲載した。	市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。	・ホームページでは、夏休みの時期に「夏休み子ども向けイベント情報」を設置、夏休み特集コーナーを作成し、夏休み特集コーナーのバナーを掲載した。	A	市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。	
					教育企画課	教育企画課	令和元年度から全紙面横書き、写真やイラストの充実、ユニバーサルフォント及びカラーを用いるなど制作方針を変え、誰もが読みやすい紙面づくりを目指した。	コロナ禍でも工夫して実施されている学校行事等の取組について特集するなど、引き続き誰もが読みやすく、興味を持てるような紙面づくりに努めていく。	全紙面横書き、写真やイラストの充実、ユニバーサルフォント及びカラーを用いるなど誰もが読みやすい紙面づくりを目指した。	A	引き続き、子どもたちが読みやすく、興味を持てるような記事の作成に努める。広報紙の発行については市のツイッターで周知する。	
					教育指導課	教育指導課	・配信する情報モラル学習用のデジタルコンテンツの活用を充実を図るために、改めて学校に周知・徹底を図った。 ・教員対象のホームページシステム研修を引き続き実施し、教員のスキルアップを図った。 ・教員の働き方改革のため、連絡会等の精選を行ったことにより、情報教育担当者連絡会は実施しなかったが、職層に応じた研修を実施し、情報モラル教育に関連する内容を扱うとともに、受講者の自校での伝達講習を促し、市立学校全体の教員の資質向上を図った。	・西東京市GIGAスクール構想基本方針に基づき、児童・生徒及び教員向けに1人1台タブレット端末を用意し、子どもにとってICTに身近な環境が実現するよう整備を行う。 ・配信する情報モラル学習用のデジタルコンテンツの活用を充実を図るために、改めて学校に周知・徹底を図る。	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、児童生徒の情報活用能力向上を図るために、タブレット端末の環境整備を行った。	A	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、より児童生徒が授業に関連する内容を検索したり、検索した内容を活用したりできるような学習計画を立てるよう指導・助言していく。	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定	
	1-2-1	13		有害情報からの子どもの保護	第11条	児童青少年課	児童青少年課	東京都より配布されるリーフレット等による啓発活動や育成会への情報提供に努めた。	引き続き、必要な情報が提供されるよう啓発活動の促進を図る。	東京都より配布されるリーフレット等による啓発活動や育成会への情報提供に努めた。	A	引き続き、必要な情報が提供されるよう啓発活動の促進を図る。	
						教育指導課	教育指導課	・各校で、総合的な学習の時間における情報等に係る現代的諸課題に対応する横断的・総合的な課題や、セーフティ教室における非行防止・犯罪被害防止に係る内容として、有害情報に関する指導を実施した。 ・SNS東京ルールを基盤に、情報機器の使用に伴いがちな、トラブルを回避できる資質・能力の育成を行った。	・各校で、総合的な学習の時間における情報等に係る現代的諸課題に対応する横断的・総合的な課題や、セーフティ教室における非行防止・犯罪被害防止に係る内容として、有害情報に関する指導を実施する。 ・SNS東京ルールを踏まえて、SNS学校ルールを見直し、工夫・改善を図るとともに、SNS家庭ルールの過程での活用が図られるよう保護者への啓発を行う。	・各校で、総合的な学習の時間における情報等に係る現代的諸課題に対応する横断的・総合的な課題や、セーフティ教室における非行防止・犯罪被害防止に係る内容として、有害情報に関する指導を実施した。 ・SNS東京ルールを踏まえて、SNS学校ルールを見直し、工夫・改善を図るとともに、SNS家庭ルールの過程での活用が図られるよう保護者への啓発を行った。	A	令和3年度については、児童生徒が西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、1人1台のタブレットを使用していることで、インターネット上の有害情報を受け懸念があるため、情報モラル教育に力を入れた研修を組んでいく。	
	1-2-2 居場所づくり												
	1-2-2	01	重-2 重-3	子ども参画ですすめる遊び場づくりの推進	第12条 第13条	子育て支援課	子育て支援課	子ども施策推進本部において、子ども参加の具体例を示し、庁内での周知を依頼した。	庁内での子ども参加・子どもの意見表明などの具体的な取組状況を調査し、子ども施策推進本部会議にて事例紹介し、更なる子ども参加に努める。	庁内での子ども参加・子どもの意見表明などの具体的な取組状況を調査し、子ども施策推進本部会議にて事例紹介した。	A	子ども参加の手法等について、庁内に周知することで取組を推進する。	
みどり公園課						みどり公園課	公園名、ルール等について、子供たちにアンケートを実施し、その結果を地域協議会で検討し、令和2年度開園に向けた準備に取組んだ。	泉小わくわく公園協議会と指定管理者で、地域ニーズにあったイベント実施に取組む中で、高齢者から子供までが地域コミュニティの場になるような取組みを検討していく。	泉小わくわく公園協議会と指定管理者の協働で泉小わくわくDAYを実施した。その中で、ボール広場での花火コーナーや、防災クイズラリーなどの取り組みを実施した。	A	泉小わくわく公園協議会と指定管理者で、地域ニーズにあったイベント実施に取組む中で、高齢者から子供までが地域コミュニティの場になるような取組みを検討していく。		
02			子ども参画による生涯学習事業の推進	第13条	児童青少年課	児童青少年課	中高生年代プロジェクトや歩け歩け会の中学生ボランティア等の地域の行事活動に、市内の中高生年代が自ら主体的に企画し、または運営の一端を担うことを支援し、中高生年代の社会参加を支援した。	引き続き実施していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ほとんどの児童館事業を中止せざるを得なかったが、中高生年代プロジェクトについては、実行委員会において、高校生スタッフ自らが企画し、運営の一端を担うことができた。感染拡大防止の観点から、会場での開催を中止せざるを得なかったものの、各団体が作成した動画を集め、DVDを作製した。	B	新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き実施していく。		
03	重-4	児童館の再編成と機能の充実	第12条 第13条	児童青少年課	児童青少年課	平成30年度に策定した「児童館等再編成方針」で、改めて検討を行うとした部分の改定を行った。 令和2年度には、「児童館等再編成方針実行計画」を策定する予定である。	令和2年度には、「児童館等再編成方針実行計画」を策定する。	令和2年度に、「児童館等再編成方針実行計画」の骨子は完成したが、「公共施設マネジメント実行計画」の改訂が令和3年度に変更されたことから、「公共施設マネジメント実行計画」の改訂に合わせて「児童館等再編成方針実行計画」を策定する。	A	令和3年度に、「児童館等再編成方針実行計画」を策定する予定である。			

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	1-2-2	04	重-5	青少年センター機能の充実	第12条 第13条	児童青少年課	児童青少年課	夜間開館事業において、「英会話カフェ」等の学習イベントを開催し、今までの児童館の利用者とは違った層の利用者の開拓を目指した結果、利用率の向上につながった。	中高生年代に魅力のある企画を提案し、中高生年代が事業の運営に参加することで、青少年センター機能の拡充を図ると共に、特化型児童館としての利用率の向上を目指す。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ほとんどの児童館事業を中止せざるを得なかった。	C	新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、中高生年代に魅力のある企画を提案し、中高生年代が事業の運営に参加することで、青少年センター機能の拡充を図ると共に、特化型児童館としての利用率の向上を目指す。
						児童青少年課	児童青少年課	児童館ランチタイムを北原児童館と中町児童館でも実施し、好評を得た。サマー子ども教室は、保谷小学校において一般児童を対象に開催し、好評を得た。	児童館ランチタイムの実施館を拡充する。サマー子ども教室は、実施館を拡充して一般児童を対象とした教室形式での開催を検討する。	児童館ランチタイムを新町児童館と保谷柳沢児童館でも実施し、好評を得た。サマー子ども教室は、芝久保公民館と谷戸公民館において一般児童を対象に開催し、好評を得た。	A	児童館ランチタイムの実施館を拡充する。サマー子ども教室は、実施館を拡充して一般児童を対象とした教室形式での開催を検討する。
	05	重-2 重-6	屋内外の居場所の充実	第12条	文化振興課	文化振興課	コール田無において、ロビーの開放に加え、コミュニティルームに学習もできる机・椅子を整備したことで、子どもたちの居場所・学習場所として活用されている。また、市民交流施設のうち、指定管理者の5施設(南町、緑町、芝久保、ふれあい、東伏見コミセン)において、子どもが利用しやすいようにロビーや会議室を一部開放している。特に、東伏見コミュニティセンターでは、集会室や調理室を子どもに貸し出し、音楽やダンスの練習のほか、自己学習をする場所として定着している。	令和2年度も実施予定	コール田無において、ロビーの開放に加え、コミュニティルームに学習もできる机・椅子を整備しており、子どもたちの居場所・学習場所として活用されている。また、市民交流施設のうち、指定管理者の5施設(南町、緑町、芝久保、ふれあい、東伏見コミセン)において、子どもが利用しやすいようにロビーや会議室を一部開放している。特に、東伏見コミュニティセンターでは、集会室や調理室を子どもに貸し出し、音楽やダンスの練習のほか、自己学習をする場所として定着している。	A	令和3年度も実施予定。	
					スポーツ振興課	スポーツ振興課	スポーツセンター個人開放事業(バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球) 総合体育館個人開放事業(バスケットボール・バドミントン・卓球) きらっと個人開放事業(バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス) 上記の事業は指定管理者が実施	スポーツセンター個人開放事業(バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球) 総合体育館個人開放事業(バスケットボール・バドミントン・卓球) きらっと個人開放事業(バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス) 上記の事業は指定管理者が実施予定	スポーツセンター個人開放事業(バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球) 総合体育館個人開放事業(バスケットボール・バドミントン・卓球) きらっと個人開放事業(バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス) 上記の事業は指定管理者が実施予定	A	スポーツセンター個人開放事業(バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球) 総合体育館個人開放事業(バスケットボール・バドミントン・卓球) きらっと個人開放事業(バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス) 上記の事業は指定管理者が実施予定	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	1-2-2	05	重-2 重-6	屋内外の居場所の充実	第12条	みどり公園課	みどり公園課	令和3年度の保全活用計画策定に向け、調査や活用をとおして、計画策定の検討に取組んだ。	令和3年度の保全活用計画を策定する中で、計画の中に子どもの意見を取入れていく。	12月に紅葉鑑賞会を実施し、アンケート調査で子どもの意見を収集した。	A	令和3年度の保全活用計画を策定する中で、計画の中に子どもの意見を取入れていく。
								児童青少年課	児童青少年課	柳沢小、保谷第一小において学童クラブと放課後子供教室との連携を図ることが出来た。	更なる連携強化に向けて、田無小において、学童クラブと放課後子供教室との連携をを目指す。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、放課後子供教室が実施されなかったため、連携を拡大することは出来なかったものの、複数の学校施設開放運営協議会と打ち合わせを行い、新型コロナウイルス感染症の状況が改善後についての協議を行うことが出来た。
		06	重-4	学校等の活用による放課後の居場所の充実	第12条	社会教育課	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> 全小学校において、放課後子供教室事業を推進し、学校施設を活用した子供の安全・安心な居場所づくりに取り組んだ。 学習活動の機会提供実施校は、12校で実施いたしました。 放課後子供教室と地域生涯学習事業の事業目的や位置付けの整理を行いながら、市内小学校施設において、地域生涯学習事業を実施し、子どもの居場所づくりに取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 全小学校において、放課後子供教室事業を推進し、学校施設を活用した子供の安全・安心な居場所の充実を図っていく。 学習活動の機会提供の実施校数を拡充すると共に、多様な団体と協働しながら実施していく。 放課後子供教室と地域生涯学習事業の事業目的や位置付けの整理を行いながら、市内小学校施設において、地域生涯学習事業を実施し、子どもの居場所づくりに取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 16校において、放課後子供教室事業を実施し、学校施設を活用した子供の安全・安心な居場所づくりに取り組んだ。 放課後子供教室事業の一環として、「学習活動の機会提供」を6校で実施した。 放課後子供教室と地域生涯学習事業の事業目的や位置付けの整理を行いながら、市内小学校施設において、地域生涯学習事業を実施し、子どもの居場所づくりに取り組んだ。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 全小学校において、放課後子供教室事業を推進し、学校施設を活用した子供の安全・安心な居場所の充実を図っていく。 学習活動の機会提供の実施校数を拡充すると共に、多様な団体と協働しながら実施していく。 放課後子供教室と地域生涯学習事業の事業目的や位置付けの整理を行いながら、市内小学校施設において、地域生涯学習事業を実施し、子どもの居場所づくりに取り組む。
								07		各地域に小さい拠点(居場所)づくりの推進	第4条 第5条 第7条 第12条	社会福祉協議会
08	重-6	おとなの利用が中心となる施設に子どもの居場所併設の実施	第12条	総務課	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 保谷庁舎については、市民広場の利用を継続した。 田無庁舎については、遊び場スペースの確保ができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 保谷庁舎については、庁舎解体が始まれば市民広場での子どもの遊び場確保が困難となる。 田無庁舎については、子どもの遊び場確保が困難である。 					

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定	
1-2-2	08	重-6	おとなの利用が中心となる施設に子どもの居場所併設の実施	第12条	文化振興課	文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・芝久保地区会館:学童クラブ併設 ・南町・緑町、芝久保地区会館、ふれあいセンター、東伏見コミュニティセンター:簡易図書室(個人利用可) ・コール田無:ピッコロ広場(乳幼児交流施設)併設 	令和2年度も実施予定	<ul style="list-style-type: none"> ・芝久保地区会館:学童クラブ併設 ・南町・緑町、芝久保地区会館、ふれあいセンター、東伏見コミュニティセンター:簡易図書室(個人利用可) ・コール田無:ピッコロ広場(乳幼児交流施設)併設 	※南町地区会館、東伏見コミュニティセンターは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年度では簡易図書室としての本の貸出はしていない。	A	令和3年度も実施予定。	
							公民館	公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・全館のロビーは子どもも自由に利用できる空間であり、既に子ども同士の歓談や自主学習等が行われる居場所となっている。 ・芝久保公民館では、夏休み期間中にロビーにいる子どもも参加できる映画会を実施。 ・令和元年度も芝久保公民館で夜間個人学習支援試行事業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全館のロビーは子どもも自由に利用できる空間であり、既に子ども同士の歓談や自主学習等が行われる居場所となっている。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は、ロビーの利用を一部制限する。 ・令和2年度も引き続き、芝久保公民館で夜間個人学習支援試行事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全館のロビーは子どもも自由に利用できる空間であり、既に子ども同士の歓談や自主学習等が行われる居場所となっていた。しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、テーブルを撤去したり、社会的距離を確保して座るようにイスの使用を制限したりしたため、子どもたちのロビー利用も制限する結果となった。 ・芝久保公民館で夜間個人学習支援試行事業を実施した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・全館のロビーは子どもも自由に利用できる空間であり、既に子ども同士の歓談や自主学習等が行われる居場所となっている。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のためには、ロビーの利用を一部制限する必要がある。感染状況によっては、令和3年度も利用を制限する可能性がある。 ・令和3年度も引き続き、芝久保公民館で夜間個人学習支援試行事業を実施する。
							児童青少年課	児童青少年課	柳沢小、保谷第一小において学童クラブと放課後子供教室との連携を図ることが出来た。	更なる連携強化に向けて、田無小において、学童クラブと放課後子供教室との連携をを目指す。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、放課後子ども教室実施されなかったため、連携を図ることが出来なかった。	C	新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き連携していく。
	09			新・放課後子ども総合プランに基づく居場所の検討 ↑ (【旧名称】放課後子ども総合プランに基づく居場所の検討)	第12条	社会教育課	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子供教室と学童クラブとの一体型・連携型について、児童青少年課と原則月に1回は会議を実施し、情報共有と時事協実施について決定し、実施校数と内容の充実を図った。 ・一体型の実施校については、2校増やした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子供教室と学童クラブとの一体型・連携型については、児童青少年課と調整し、実施校の充実を図る。令和2年度は、西東京市行動計画に基づき、一体型の実施校を2校増やすことを目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において事業の縮小・中止等あり、放課後子供教室と学童クラブとの一体型・連携型については、実施校を増やすことが出来なかった。 また、学習機会の提供の学童クラブとの連携は3校で実施することができた。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子供教室と学童クラブとの一体型・連携型については、児童青少年課と調整し、実施校の充実を図る。令和3年度は、西東京市行動計画に基づき、一体型の実施校を2校増やすことを目指す。 	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	1-2-2	10		子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興	第11条	文化振興課	文化振興課	<p>・市民まつり:都立保谷高校のボランティア参加、消防車両等展示・体験、キャラクターショーの実施等。ポスター・チラシのデザインについては、小中学生を対象に絵画を募集する。作品を谷戸公民館1階に展示予定 ※中止決定</p> <p>・市民文化祭:市内幼稚園、小中高校の児童・生徒や、学校単位でなく一般の市民団体として多くの子どもが参加し、作品展示や器楽、洋舞等を発表予定</p> <p>ポスター・総合プログラム表紙のデザインについては、高校生以上の市民を対象にイラスト作品を募集し、総合プログラムは小・中学校の全児童・生徒へ配布予定。「日本の文化体験フェス」市民文化祭を開催予定</p> <p>・伝統文化等継承事業:どんと焼きやお囃子等、地域の伝統文化継承事業に対し補助金を交付し、子どもも含め、地域へ伝統文化の継承を行う予定。また新たな伝統文化等継承事業団体を調査予定</p> <p>・「対話による美術鑑賞」事業を、教育委員会との調整及び連携を図りながら、8校の小学4年生を対象に実施し、そのうちの1校では、学校での授業と併せて美術館訪問を実施</p>	<p>令和2年度も実施予定</p> <p>【市民まつり、市民文化祭、伝統文化継承事業は中止決定】</p> <p>・「対話による美術鑑賞」事業を、教育委員会との調整及び連携を図りながら、10校の小学4年生を対象に実施を予定、そのうちの1校では、学校での授業と併せて美術館訪問を予定。また、小学校授業での実施は、教育指導要領との兼ね合いや授業数などの問題から、実施日程の調整が年々難しくなっている。今後は、小学校における実施方法の見直しや、一般向け地域活動の充実などを検討する。</p> <p>【対話による美術鑑賞は中止決定】</p>	<p>実績なし</p> <p>【市民まつり、市民文化祭、伝統文化継承事業は中止】</p> <p>新型コロナウイルス感染症を講じた実施方法を検討。</p> <p>・「対話による美術鑑賞」事業は中止とした。</p> <p>・西東京市教育委員会が作成した感染予防ガイドラインに沿った新しいプログラムにて、令和3年度での実施に向け、研修を重ねた。</p>	—	<p>市民文化祭、伝統文化継承事業については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での実施を検討。</p> <p>・「対話による美術鑑賞事業」については、西東京市教育委員会が作成した感染予防ガイドラインに沿った新しいプログラムにて、令和3年度は実施予定。</p>
						スポーツ振興課	スポーツ振興課	<p>体育の日に市民スポーツまつりを実施。秋に少年野球大会、少年サッカー大会を実施。</p> <p>7月・8月に継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業「走って、投げて、蹴って、踊って！」を実施。2月にロードレース大会を実施。</p> <p>スポーツ推進委員主管事業として、7月に小学生ドッジボール大会3・4年生大会、2月に小学生ドッジボール大会5・6年生大会を実施。</p> <p>指定管理者主催事業として、7月・11月に少年・少女サッカー教室、7～9月に地域散策イベントいこいなをさがせ！、10月にスポーツまつり、11月にスポーツフェスティバル、少年・少女野球教室、その他各種教室を通年で実施。</p> <p>※令和2年3月は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した事業あり。</p>	<p>10月に市民スポーツまつりを実施予定。秋に少年野球大会、少年サッカー大会を実施予定</p> <p>6月・11月に早稲田大学野球教室を実施予定</p> <p>7月・8月に継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業「走って、投げて、蹴って、踊って！」を実施予定。2月にロードレース大会を実施予定。</p> <p>スポーツ推進委員主管事業として、7月に小学生ドッジボール大会3・4年生大会、2月に小学生ドッジボール大会5・6年生大会を実施予定。</p> <p>指定管理者主催事業として、6月・10月に少年・少女サッカー教室、7月・8月に地域散策イベントいこいなをさがせ！、7月にスポーツの日イベント、10月にスポーツまつり、少年・少女野球教室、3月に自主事業教室発表会を実施予定。その他各種教室を通年で実施予定。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大予防の観点からすべて中止となった。</p>	—	<p>10月に市民スポーツまつりを実施予定。秋に少年野球大会、少年サッカー大会を実施予定</p> <p>6月・11月に早稲田大学野球教室を実施予定</p> <p>7月・8月に継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業「走って、投げて、蹴って、踊って！」を実施予定。2月にロードレース大会を実施予定。</p> <p>スポーツ推進委員主管事業として、7月に小学生ドッジボール大会3・4年生大会、2月に小学生ドッジボール大会5・6年生大会を実施予定。</p> <p>指定管理者主催事業として、6月・10月に少年・少女サッカー教室、7月・8月に地域散策イベントいこいなをさがせ！、7月にスポーツの日イベント、10月にスポーツまつり、少年・少女野球教室、3月に自主事業教室発表会を実施予定。その他各種教室を通年で実施予定。</p>

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	1-2-2	10		子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興	第11条	公民館	公民館	<p>子ども及び親子対象の主催事業を実施・親子対象(6講座・述べ10回)</p> <p>「料理講座 中学生も、パパと小学生親子も“パパッとごちそうレシピ!”(3回)</p> <p>「親子体験講座 自然の恵みで染めもの体験」(1回)</p> <p>「親子で自然を学ぶ谷戸セミナー」(1回)</p> <p>「親子で楽しむ講座 サマーコンサート」(1回)</p> <p>「みんなで一緒に楽しむバリアフリー講座」(3回)</p> <p>「0歳からのコンサート」(1回)</p> <p>・青少年対象 13講座・33回</p> <p>「子ども対象陶芸体験教室」(3回)</p> <p>「子ども対象書き初め講座」(2回)</p> <p>「小中学生の書き初め講座」(1回)</p> <p>「異世代交流 小学生プログラミング体験会」(3回)</p> <p>「子ども体験講座 はじめよう!理科読」(3回)</p> <p>「子ども実践講座 書き初めに挑戦!」(3回)</p> <p>「夏休み子ども企画 映画会」(1回)</p> <p>「子ども体験教室 宇宙を知ろう!子ども天文学講座」(1回)</p> <p>「子ども向け多文化共生講座 英語にふれてハワイを知ろう」(2回)</p> <p>「子ども体験講座 日本の伝統文化「能」を体験!」(1回)</p> <p>「子ども対象講座 小・中学生初心者将棋講座」(3回)</p> <p>「あつまれ! みんなのけいおん講座」(8回)</p> <p>「子ども対象講座 アルキメデスへのとびら」(2回)</p> <p>・青少年対象(4講座・述べ13回)</p> <p>・一般対象 6事業・6回</p> <p>「ヤギフェス vol.9」(1回)</p> <p>「防災講座 元気が出る防災食」(1回)</p> <p>「第13回田無公民館まつり」(1回)</p> <p>「第37回芝久保公民館まつり」(1回)</p> <p>「第31回谷戸まつり」(1回)</p> <p>「第11回駅前フェスタ」(1回)</p>	子ども及び親子を対象とした多様な事業を実施する。	<p>子ども及び親子対象の主催事業を実施・親子対象 2講座・述べ4回</p> <p>「親子お楽しみ企画 コマ撮りアニメーション上映とパラパラまんが」(1回)</p> <p>「親子講座 父子でドッキリわくわく 科学でマジック」(3回)</p> <p>・青少年対象 5講座・7回</p> <p>「春休み子ども企画 ものがたりの世界へ」(1回)</p> <p>「夏休み子ども企画 バントマイム公演」(1回)</p> <p>「子ども実践講座 パステルアートで色を楽しむ」(1回)</p> <p>「子ども体験講座 アルキメデスへのとびら」(3回)</p> <p>「子ども体験講座 日本の伝統文化「能」を体験する」(1回)</p>	A	子ども及び親子を対象とした多様な事業を実施する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定				
1-2-2	10		子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興	第11条	図書館	図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・もらってうれしい手紙の書き方・もらった手紙を本にしちやおう ・行田先生と学ぶ！西東京「水」飲み癖(ばなし)―江戸時代の田無・保谷と用水― ・なるほど！盲導犬と歩くということ～視覚障害の私から伝えたいこと～ ・「夏休み自由研究おうえん企画～図書館からのミッションをクリアせよ！」 ・タイムスリップおはなし会～「旧高橋家屋敷林」の中で、昔話とドングリ遊びを楽しもう！～ ・「日本語と英語と虫語？のおはなし会」(共催) ・いろいろなことばでたのしむおはなし会 <p>以下、コロナウイルス感染拡大防止策として中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・YAワークショップ「プレゼントブック～だれかに本を送るなら～」 ・科学ワークショップ「マメもいろいろ～豆図鑑をつくろう～」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「プレゼントブック～だれかに本を送るなら～」 ・科学ワークショップ「マメもいろいろ～豆図鑑をつくろう～」 ・いろいろなことばでたのしむおはなし会 ・赤ちゃんと楽しむ絵本講座 	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためイベント実施せず。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・科学ワークショップ「豆図鑑をつくろう！」 ・YAワークショップ「プレゼントブック～誰かに本を贈るなら」 <p>感染防止対策を行いながら、対面での体験イベントを実施する。</p>					
							11	音楽練習室等活用の推進	第12条	児童青少年課	児童青少年課	利用条件等を緩和し、より広く利用できるようにした結果、利用率の向上につながった。	中高生年代に魅力のある音楽関連企画を提案し、中高生年代が事業の運営に参加することで、音楽練習室の利用率の向上を目指す。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、音楽関連事業を実施することは出来なかった。また、音楽練習室については休止や人数制限を設けて利用を受け入れた。	B	新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き実施していく。
										文化振興課	文化振興課	コール田無には音楽練習室が設置されている。また保谷こもれびホールや東伏見コミュニティセンターは音楽練習できる集会室が設置されている。	令和2年度も実施予定	コール田無には音楽練習室が設置されている。また保谷こもれびホールや東伏見コミュニティセンターは音楽練習できる集会室が設置されている。	A	令和3年度も実施予定
12	重-6	図書館の子どもスペースの充実	第12条	図書館	図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・資料を見直し、新しい情報が記載された資料に買い替え等をすすめる、中高生が活用できる魅力ある書架づくりをすすめた。 	資料を見直し、新しい情報が記載された資料に買い替え等をすすめる、中高生が活用できる魅力ある書架づくりを目指す。	いじめ、友人や親との関係、自分の外見についての悩み、勉強法、LGBTなど、中高生に身近で時代に即した新しい情報が記載された資料の購入をすすめる、中高生が活用できる魅力ある書架づくりをすすめました。	A	今後も資料を見直し、新しい情報が記載された資料に買い替え等をすすめる、中高生が活用できる魅力ある書架づくりを目指す。						

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	1-2-2	13		読み聞かせ実演者育成事業の推進 ↑ (【旧名称】読み聞かせリーダー育成事業の推進)	第7条	図書館	図書館	・第5期おはなし会ボランティア養成講座を実施。 ・おはなし会ボランティア等の活用による図書館内でのおはなし会の充実	・第5期おはなし会ボランティア養成講座修了者に対し、中級講座を実施。 ・おはなし会ボランティア等の活用による図書館内でのおはなし会の充実	・新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため実施せず。	—	おはなし会ボランティアを対象に研修等を調整・検討中。
				「総合型地域スポーツクラブ」事業の推進	第12条	スポーツ振興課	スポーツ振興課	補助金の交付や、市報を通じてクラブ(にしはらスポーツクラブ、ココスポ東伏見)の事業をPRするなど、クラブの活動支援を実施。 市民まつり等でPRブースを設置。	補助金の交付や、市報を通じてクラブ(にしはらスポーツクラブ、ココスポ東伏見)の事業をPRするなど、クラブの活動支援を実施。 市民まつり等でPRブースを設置。	補助金の交付や、市報を通じてクラブ(にしはらスポーツクラブ、ココスポ東伏見)の事業をPRするなど、クラブの活動支援を実施。 市民まつり中止によりブース設置には至らなかった。	B	補助金の交付や、市報を通じてクラブ(にしはらスポーツクラブ、ココスポ東伏見)の事業をPRするなど、クラブの活動支援を実施。 市民まつり等でPRブースを設置。
		15		身近にボール遊びのできる場所の検討	第12条	児童青少年課	児童青少年課	設備改修は財政的負担が大きいため、体育室や館庭の利用を時間で区切るなど多くの子どもが、安全にボール遊びを楽しめるよう工夫した。	引き続き、現状の環境の中でも、多くの子どもが安全にボール遊びを楽しめるよう工夫していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、児童館の利用人数や利用時間に制限を設ける等、大きく制限を行わざるを得なかったが、その中でも多くの子どもが、安全にボール遊びを楽しめるよう工夫した。	A	新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き実施していく。
	スポーツ振興課					スポーツ振興課	健康広場、芝久保運動場個人開放事業(指定管理者)を実施。	健康広場、芝久保運動場個人開放事業(指定管理者)を実施。	健康広場、芝久保運動場個人開放事業(指定管理者)を実施。	A	健康広場、芝久保運動場個人開放事業(指定管理者)を実施。	
	みどり公園課					みどり公園課	・公園開設に向けて、ボール広場の整備工事を行った。 ・市立公園(緑地除く)で、親子等で幼児のまり遊びができるよう、一部の公園で試行運用に取組んだ。	市立公園(緑地除く)で、幼児のまり遊びについて、ルール化及び全公園(緑地除く)での運用開始をし、公園の利用促進に取組む。 ボール遊びとまり遊びの区分けが難しく、利用者への周知を進めていく。	市立公園(緑地除く)で、幼児のまり遊びについて、ルール化及び全公園(緑地除く)での運用開始をした。 ボール遊びとまり遊びの区分けが難しいが、問い合わせに対して丁寧に対応した。	A	令和3年度、4年度の2か年でまり遊びについての看板を発注し、現在設置してあるラミネート説明と全数交換する。	
	2 おとな(親)になることを支える											
2-1	心身及び経済的な自立											
	2-1	01		タバコ・違法薬物等・性感染症に対する正しい知識普及・啓発	第11条	健康課	健康課	薬物乱用防止教育として小学校1校、ファミリー学級にて歯科衛生士による健康教育を実施	継続実施	薬物乱用防止教育として小学校1校で実施。 市内小・中学校について、歯科衛生士による健康教育は新型コロナ感染対策のため中止し、資料配布のみ行った。	B	薬物乱用教室については、学校薬剤師の活用を提案し、希望校は、学校薬剤師との調整により実施する体制とした。 小中学校への歯科健康教育は、作成した動画の活用や講義を中心とした内容に変更し、実施を継続。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定		
2-1	01			タバコ・違法薬物等・性感染症に対する正しい知識普及・啓発	第11条	教育指導課	教育指導課	・小学校体育科の保健領域や中学校保健体育科の保健分野においてタバコ・薬物・性感染症に対する理解を図った。 ・セーフティ教室や薬物乱用防止教室を全校で実施し、非行防止及び犯罪被害防止を図った。	・小学校体育科の保健領域及び中学校保健体育科の保健分野においてタバコ・薬物・性感染症に係る指導の在り方について工夫及び改善を図る。 ・セーフティ教室や薬物乱用防止教室の在り方を工夫・改善し、健全育成の一層の推進を図る。	・小学校体育科の保健領域及び中学校保健体育科の保健分野においてタバコ・薬物・性感染症に係る指導の在り方について工夫及び改善を図った。 ・セーフティ教室や薬物乱用防止教室の在り方を工夫・改善し、健全育成の一層の推進を図った。	A	・小学校や中学校において、体育科の授業を充実させるとともに、性教育について東京都の指定を受けた学校の実践を各校へ周知することで、各校の実践をより深いものにしていく。		
				02	重5	社会的自立に困難を抱える子ども・若者を含む、子ども・若者に対する支援の検討	第9条	子育て支援課	子育て支援課	青少年問題協議会において、情報交換を行った。	引き続き実施する。	青少年問題協議会において情報交換を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、会議を開催できなかった。	—	青少年問題協議会において情報交換を行う。
								児童青少年課	児童青少年課	若年者のひきこもりサポートネット窓口としての対応を継続している。 児童館ランチタイムの利用を通じて家庭状況が垣間見れることから、問題を抱える家庭の早期発見と情報共有を図ることができた。	ひきこもりサポートネットの窓口を継続する。 ひきこもりニート対策事業の主管課である生活福祉課との連携を行う。 児童館、学童を利用する中で発見された問題を抱える家庭について、教育機関や子ども家庭支援センターとの情報共有し、連携を行う。	若年者のひきこもりサポートネット窓口としての対応を継続して行っている。 児童館ランチタイムの利用を通じて家庭状況が垣間見れることから、問題を抱える家庭の早期発見と情報共有を図ることができた。	A	ひきこもりサポートネットの窓口を継続する。 ひきこもりニート対策事業の主管課である生活福祉課との連携を行う。 児童館、学童を利用する中で発見された問題を抱える家庭について、教育機関や子ども家庭支援センターとの情報共有し、連携を行う。
				03	重7	青少年のしゃべる場の設定	第13条	児童青少年課	児童青少年課	子どもたちが自ら運営に携わるイベントや児童館運営に意見を言える場を設けるなど、様々な機会をとらえて青少年が自分の考えや意見を言える場の提供に努めた。	引き続き実施していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、児童館の利用にも大きく制限を行わざるを得なかったが、様々な機会をとらえて青少年が自分の考えや意見を言える場の提供に努めた。	A	引き続き実施していく。
								04	重7	【新規】青少年月間における事業実施	第4条	—	児童青少年課	子どもたちが自ら運営に携わったり、地域と方々との共に運営するイベント等を実施し、子どもたちと地域の方々の結びつきの場を設定します。
				05	重6	「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく支援の検討	第10条	子育て支援課	子育て支援課	学習支援検討部会において、本市の学習支援の在り方を検討した。	学習支援検討部会で今後の学習支援の方針案を検討、子ども施策推進本部会議にて方針を決定する。	学習支援検討部会で今後の学習支援の方針案を検討、子ども施策推進本部会議にて方針を決定した。	A	学習支援検討部会で子どもの居場所と学習支援の具体的な取組に係る評価方法について検討、子ども施策推進本部会議にて評価方法を決定する。
				06		入所型施設退所後の支援の検討	第10条	子育て支援課	子育て支援課	取組なし	支援内容についての検討をする必要がある。	取組なし	C	支援内容についての検討をする必要がある。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定		
2-1	07			学校教育全体を通して行うキャリア教育の推進 ↑ ([旧名称]学校の総合的な学習の時間等を活用した学習の推進)	第10条	教育指導課	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> 全ての小・中学校において作成するキャリア教育の全体計画及び年間指導計画に基づく教育活動の一層の充実を図るため、指導・助言を行った。 道徳の時間における集団や社会との関わりに関する学習や中学校全校における3日間の職場体験学習等により、児童・生徒の将来の自立につながる教育活動の充実を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別の教科 道徳の時間における扱いや中学校における職場体験学習等の工夫や改善を図り、キャリア教育の一層の推進を図る。 児童生徒がキャリア・パスポートの活用を通して、自己を見つめるとともに生き方を考えることができるよう指導の工夫・改善を図り、キャリア教育の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別の教科 道徳の時間における扱いや中学校における職場体験学習等の工夫や改善を図り、キャリア教育の一層の推進を図った。 児童生徒がキャリア・パスポートの活用を通して、自己を見つめるとともに生き方を考えることができるよう指導の工夫・改善を図り、キャリア教育の充実を行った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育の研究奨励校を指定し、児童生徒が自己を見つめるとともに、自身の生き方を考えることができ、自己実現をしていける研究となるよう、指導・助言していく。また、各校のキャリア・パスポートの取組実践をキャリア担当者連絡会等を活用し、情報交換していく。 		
				08	乳幼児とふれあう場づくりの推進	—	保育課	保育課	全中学校に対応し、職場体験を積極的な受入れを行った。	職場体験の積極的な受入れを継続して行う。	新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、職場体験などの受入れを行った。	A	新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、職場体験の積極的な受入れを継続して行う。	
							教育指導課	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> 各中学校が実施する職場体験学習の受入事業所として、幼稚園や保育園の協力を受け、乳幼児とのふれあいを行った。 全ての小学校は就学前機関と連携を図り、スタートカリキュラムを教育家庭届出の際に提出を求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> スタートカリキュラムの内容の見直しを図り、各校のスタートカリキュラムの内容の工夫・充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大のため、例年のようなスタートカリキュラムにはならなかったが、幼保を意識した実践を各校取り組むことができた。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症予防の中で、新しい生活様式に中で幼稚園、保育園との交流ができるよう年間指導計画の改善を図り、可能な限り交流を図っていく。 	
				09	重7	子ども・若者の成長を社会全体で支える地域・社会づくり	第4条 第13条	子育て支援課	子育て支援課	青少年問題協議会において、関係機関の情報交換を行った。	引き続き実施する。	青少年問題協議会において情報交換を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、会議を開催できなかった。	—	青少年問題協議会において情報交換を行う。
								児童青少年課	児童青少年課	中高生年代プロジェクトや歩け歩け会の中学生ボランティア等の地域の行事活動に、市内の中高生年代が自ら主体的に企画し、または運営の一端を担うことを支援し、中高生年代の社会参加を支援した。	引き続き実施していく。	中高生年代プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から会場での開催を中止し、各団体が作成した動画を集め、DVDを作製した。育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会は中止せざるを得なかった。	C	新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き実施していく。
10				【新規】 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援	—	—	地域共生課	保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援する。	保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援した。	A	保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援する。			
2-2 他者への理解とおとなの役割														
2-2	01			小中学校での性教育の充実	第11条	教育指導課	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> 小学校体育科の保健領域や中学校体育科の保健分野、総合的な学習の時間等において、小・中学校学習指導要領に基づき適正に実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校体育科の保健領域や中学校保健体育科の保健分野及び総合的な学習の時間等において、小・中学校学習指導要領に基づき適正に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校体育科の保健領域や中学校保健体育科の保健分野及び総合的な学習の時間等において、小・中学校学習指導要領に基づき適正に実施した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 東京都の指定を受け。性教育にかかわる実践をより充実させるために、中学校を指定校にし、研究を行う。 		

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定	
	2-2	02		性の尊重に向けた支援事業の検討	第5条 第6条	健康課	健康課	若年ママクラスについては継続実施。成人式にて、妊娠出産結婚に関するリーフレット「20代で知っておいて欲しいこと」を自由配布。個別支援事例を通じて、相談に対応していく。	継続実施	若年ママクラスは、12回のうち、4回実施(コロナ禍のため)。	A	実施を継続していくが、対象であっても、希望しないケースもあることから、開催の内容等について、検討していく。	
						子家セン	子家セン	・相談員に対してケースに対応する際の性教育の知識を深めるために助産師に来てもらい研修を実施した。	・コロナ禍等で状況により中止や形を変えながらではあるが、今後も継続する。	令和2年度に関しては実施なし。	A	・コロナの感染状況を踏まえながら、今後も事業の継続に努める。	
		03		若い親世代への支援の実施	第5条	保育課	保育課	保育所における保育及び地域子育て支援センターの各種事業において、保育士、看護師、栄養士が専門的な支援を図った。	保育課	保育所において、気軽に相談できる体制を維持し、引続き支援を図る。	定員の縮小など新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、保育所における保育及び地域子育て支援センターの各種事業において、保育士、看護師、栄養士が専門的な支援を図った。	B	子育てについて、気軽に相談できる体制を維持し、引続き支援を図る。
						健康課	健康課	若い親を対象とした事業を年12回実施。延べ77組	健康課	継続実施	若い親を対象とした事業を年12回実施。延べ14組	A	対面での交流を希望しないケースもあり、今後の開催の在り方等を検討しつつ実施を継続。
						子家セン	子家セン	・子育てひろばで、親同士が気軽に話し合い、子育てに関する相談や情報交換ができる場を提供した。 ・若年妊婦や若い母親等に対し、関係機関と連携した対応を実施した。	子家セン	・コロナ禍等で状況により中止や形を変えながらではあるが、今後も継続する。	・コロナ禍の中、子育てひろばでは、定期的な室内換気や玩具等の消毒等を行い、親同士が気軽に話し合い、子育てに関する相談や情報交換ができる場を提供に努めた。 ・若年妊婦や若い母親等に対し、関係機関と連携した対応を実施した。	A	・コロナの感染状況を踏まえながら、今後も事業の継続に努める。
						社会福祉協議会	地域共生課	夏！体験ボランティア西東京2019を実施し、中学生に保育園をはじめとする福祉施設や地域活動団体を紹介しボランティア活動を体験してもらった。(中学生：44名参加)	社会福祉協議会	夏！体験ボランティア西東京2020を実施し、中学生にボランティア体験先として保育園をはじめとする福祉施設や地域活動団体を紹介予定(小学生～社会人)学校からの課題にて参加する学生が多く人数の増減が激しい。	新型コロナウイルス感染症の流行拡大時期と重なったため、夏！体験ボランティア西東京の受入れ施設や団体に対し協力に関する調査を実施。その結果、中止を判断した。	A	感染症予防のうえで実施できるよう内容を検討し、受入れ施設、団体と調整。 夏！体験ボランティア西東京2021を実施し、児童、生徒を含めた市民に体験活動先を紹介し、ボランティア事業を推進する。
	04		中学生のためのボランティア事業の推進	第13条	児童青少年課	児童青少年課	児童館での職場体験や歩け歩け会の中学生ボランティア等の活動を支援した。	児童青少年課	引き続き実施していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会は中止せざるを得なかった。	C	新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き実施していく。	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	2-2	05		高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進	第13条	社会福祉協議会	地域共生課	夏！体験ボランティア西東京2019を実施。小学生、中学生、高校生、大学生がボランティア活動に参加する機会を提供した。(小学生～社会人:153名参加)西東京ボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア登録制を採り、日常的にボランティア活動を紹介をすすめた。(ボランティア活動の相談:186件・紹介:143件)	夏！体験ボランティア西東京2020を実施予定。小学生、中学生、高校生、大学生がボランティア活動に参加する機会を提供する。西東京ボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア登録制を採り、日常的にボランティア活動を紹介をすすめる。	新型コロナウイルス感染症の流行拡大時期となったため、夏！体験ボランティア西東京の受入れ施設や団体に対し協力に関する調査を実施。その結果、中止を判断した。活動を希望し、相談のあった高校生に対して、車いす清掃のボランティア活動を、西東京ボランティア・市民活動センターで企画し、提供した。	A	コロナ禍においても実施できるよう内容を検討・調整、夏！体験ボランティア西東京2021を実施し、高校生、大学・専門学校生にボランティア体験をする機会を提供する。また、西東京ボランティア・市民活動センターにボランティア登録を促し、日常的にボランティア活動を紹介する。
				インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実	第13条	保育課	保育課	武蔵野大の小児看護学実習、保育学科の保育実習生の受入れを行った。	実習生の受入れを継続し、さらに夏季臨時職員募集を案内し充実を図る。	日数・時間数の縮小など新型コロナウイルス感染症対策を図りながら、武蔵野大の小児看護学実習、保育学科の保育実習生の受入れを行った。	B	実習生の受入れを継続し、さらに夏季臨時職員募集を案内し充実を図る。
		06			第13条	児童青少年課	児童青少年課	各児童館での実習生受入をはじめ、児童館合同キャンプ、サマー子ども教室、児童館ランチタイム等で大学生等の受入を行った。	引き続き実施していく。	各児童館での実習生受入を行った。	A	引き続き実施していく。
		07		ボランティア活動の機会の充実	第5条第7条	子育て支援課	子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、子育てサークルの活動や子育てに関連するボランティア活動の情報を提供した。	引き続き実施する。	子育てハンドブックを作成し、子育てサークルの活動や子育てに関連するボランティア活動の情報を提供した。	A	子育てハンドブックを作成し、子育てサークルの活動や子育てに関連するボランティア活動の情報を提供する。
	社会福祉協議会					地域共生課	夏！体験ボランティア西東京2019を実施。小学生、中学生、高校生、大学生がボランティア活動に参加する機会を提供した。(小学生～社会人:153名参加)西東京ボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア登録制を採り、日常的にボランティア活動を紹介をすすめた。(ボランティア活動の相談:186件・紹介:143件)	夏！体験ボランティア西東京2020を実施予定。小学生、中学生、高校生、大学生がボランティア活動に参加する機会を提供する。西東京ボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア登録制を採り、日常的にボランティア活動を紹介をすすめる。	新型コロナウイルス感染症の流行拡大時期となったため、夏！体験ボランティア西東京の受入れ施設や団体に対し協力に関する調査を実施。その結果、中止を判断した。地域における各種イベントが中止、また福祉施設のボランティア受入が休止となったため、参加機会が減少した。	A	コロナ禍においても実施できるよう内容を検討・調整、夏！体験ボランティア西東京2021を実施し、高校生、大学・専門学校生にボランティア体験をする機会を提供する。また、西東京ボランティア・市民活動センターにボランティア登録を促し、日常的にボランティア活動を紹介し、ボランティア事業を推進する。	
		08		ボランティア保険等の加入の促進	第5条第7条	社会福祉協議会	地域共生課	広報紙、ホームページ等を活用してボランティア保険加入を働きかけた。(総加入人数:3910名)	広報紙、ホームページ等を活用してボランティア保険加入を働きかける。	ボランティア保険、行事保険について、広報紙、ホームページにて情報発信した。(加入者数:3,007名)保険に感染症に関して変更があった際、ホームページ等で周知した。	A	ボランティア保険、行事保険について、広報紙、ホームページにて情報発信する。保険について、加入窓口ではあるが、保険取扱い者でないため、保険の詳細の説明は禁じられている。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	2-2	09		コミュニケーション力育成プログラムの検討	第13条	児童青少年課	児童青少年課	中高生年代プロジェクト事業において、中高生が主体的に企画運営を行い、スタッフとして活躍する場を提供した。児童館では、小学生から高校生が参加する運営に関する会議を継続して実施した。	引き続き実施していく。	中高生年代プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会場での開催を中止せざるを得なかったが、参加を予定していた各団体が作成した動画を集め、DVDを作製した。	A	引き続き実施していく。
		10		特化型児童館での地域若者交流事業の検討	第13条	児童青少年課	児童青少年課	中高生による企画運営によるライブ、フェス等を実施するなど、特化型児童館の特性を生かした取組に力を入れた。	引き続き実施していく。	中高生年代プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会場での開催を中止せざるを得なかったが、参加を予定していた各団体が作成した動画を集め、DVDを作製した。	A	引き続き実施していく。
	11			地域行事等の活発化による子ども参加の推進	第13条	児童青少年課	児童青少年課	子どもたちが気軽に参加可能な、地域のお祭りやどんと焼きなどを主催する、各小学校区で活動をする育成会の行事活動を支援した。また、各児童館で小学生から高校生が参加する児童館運営に関する会議や行事手伝いなどの機会を作った。	引き続き、子どもたちが参加しやすい企画などを模索しながら、地域行事の活動を支援していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、児童館事業や青少年育成会の活動はほとんどが中止になってしまった。	C	新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き、子どもたちが参加しやすい地域行事の活動を支援していく。
						文化振興課	文化振興課	・市民まつり:都立保谷高校のボランティア参加、消防車両等展示・体験、キャラクターショーの実施等。ポスター・チラシのデザインについては、小中学生を対象に絵画を募集する。作品を谷戸公民館1階に展示予定 ・市民文化祭:市内幼稚園、小中高校の児童・生徒に加え、学校単位ではないが一般の市民団体として多くの子どもが参加し、作品展示や器楽、洋舞等を発表予定。ポスター・総合プログラム表紙のデザインについては、高校生以上の市民を対象にイラスト作品を募集し、総合プログラムは小・中学校の全児童・生徒へ配布予定。「日本の文化体験フェス」in市民文化祭を開催予定 ・伝統文化等継承事業:どんと焼きやお囃子等、地域の伝統文化継承事業に対し補助金を交付し、子どもも含め、地域へ伝統文化の継承を行う予定。また新たな伝統文化等継承事業団体を調査予定 ・「対話による美術鑑賞」事業を、教育委員会との調整及び連携を図りながら、8校の小学4年生を対象に実施し、そのうちの1校では、学校での授業と併せて美術館訪問を実施した。	令和2年度も実施予定 【市民まつり、市民文化祭、伝統文化継承事業は中止決定】 ・「対話による美術鑑賞」事業を、教育委員会との調整及び連携を図りながら、10校の小学4年生を対象に実施を予定、そのうちの1校では、学校での授業と併せて美術館訪問を予定。また、小学校授業での実施は、教育指導要領との兼ね合いや授業数などの問題から、実施日程の調整が年々難しくなっている。今後は、小学校における実施方法の見直しや、一般向け地域活動の充実などを検討する。 ・保谷こもれびホール事業においては、引き続き子供向け文化芸術の鑑賞機会や体験機会の充実を図っていくこととする。 【対話による美術鑑賞は中止決定】	・実績なし ・市民まつり、市民文化祭共に、新型コロナウイルス感染症を講じた実施方法を検討して結果、中止を決定。令和3年度の実施に向けた協議を継続することとした。 ・伝統文化等継承事業補助金は、公募したが申請は無かった。 ・「対話による美術鑑賞」事業は中止とした。 ・西東京市教育委員会が作成した感染予防ガイドラインに沿った新しいプログラムにて、令和3年度での実施に向け、研修を重ねた。 ・保谷こもれびホール事業において、子供向け文化芸術の鑑賞機会や体験機会の充実とした事業を8事業実施し1,590人が参加した。	A	市民文化祭、伝統文化継承事業については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での実施を検討。 ・「対話による美術鑑賞」事業を、教育委員会との調整及び連携を図りながら、7校の小学4年生を対象に実施を予定。そのうちの1校では、学校での授業と併せて美術館訪問を予定。また、小学校授業での実施は、教育指導要領との兼ね合いや授業数などの問題から、実施日程の調整が年々難しくなっている。引き続き、小学校における実施方法の見直しや、一般向け地域活動の充実などを検討する。 ・保谷こもれびホール事業においては、引き続き子ども向け文化芸術の鑑賞機会や体験機会の充実を図っていくこととする。
						文化振興課	文化振興課	・保谷こもれびホール事業において、子供向け文化芸術の鑑賞機会や体験機会の充実とした事業を13事業実施し3,085人が参加した。				
						文化振興課	文化振興課					

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定	
	2-2	11		地域行事等の活発化による子ども参加の推進	第13条	スポーツ振興課	スポーツ振興課	<p>体育の日に市民スポーツまつり、7月・8月に継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業「走って、投げて、蹴って、踊って♪」を実施。</p> <p>指定管理者主催イベントとして、7～9月に地域散策イベントいこいなをさがせ！(西東京市全域)、8月・10月にスポーツまつり(スポーツセンター・総合体育館)、10月にスポーツフェスティバルを実施。</p>	<p>10月に市民スポーツまつり、7月・8月に継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業「走って、投げて、蹴って、踊って♪」を実施予定</p> <p>指定管理者主催イベントとして、7月にスポーツの日イベント、7・8月に地域散策イベントいこいなをさがせ！(西東京市全域)、10月にスポーツまつり(スポーツセンター・総合体育館・きらっと)を実施予定。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大予防の観点からすべて中止となった。</p>	—	<p>10月に市民スポーツまつり、7月・8月に継続的な子どもの体力・運動能力向上に資する事業「走って、投げて、蹴って、踊って♪」を実施予定</p> <p>指定管理者主催イベントとして、7月にスポーツの日イベント、7・8月に地域散策イベントいこいなをさがせ！(西東京市全域)、10月にスポーツまつり(スポーツセンター・総合体育館・きらっと)を実施予定。</p>	
						社会教育課	社会教育課	<p>・「縄文の森の秋まつり」において、地元小学生による縄文体操を実施し、イベントでの子どもの参加を推進した。</p>	<p>・下野谷遺跡公園を場とし、文化財を活用した地域行事を実施し、子供の参加を推進する。</p>	<p>・コロナ禍において下野谷遺跡公園での行事の実施はできなかった。</p> <p>・市内小学校で下野谷遺跡について調べ学習を行い、郷土資料室で特別展として展示を行った。</p>	B	<p>・コロナ禍でも実施可能な下野谷遺跡公園でのイベントを計画し、実施する。</p>	
		12		【新規】情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実	第11条	—	教育指導課		<p>・「西東京あったか先生」の本市の人権教育の指針に基づき、各校は東京都作成の人権教育プログラムを参考にし、多様性を尊重する人権教育を教科等の中で実施していく。</p>	<p>・「西東京あったか先生」推進教師が各校の人権教育を推進させ、一人一人の児童生徒を人権や人権課題に迫る取組を行うことができた。</p>	A	<p>西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、1人1台のタブレットを使用していることを受け、情報モラル教育に重点を置き、研修を行う。</p>	
3 子育て家庭の支え合い													
	3-1 子育て意識の育成												
	3-1	01		父親の育児参加の推進	第5条	健康課	健康課	<p>妊娠届出時に父親の育児参加に関するリーフレットを配布。ファミリー学級で先輩パパの話を実施 年間12コース(3日コースのうち1日は土曜日開催)</p>	継続実施	<p>妊娠届出時に父親の育児参加に関するリーフレットを配布。コロナ対応のため、ファミリー学級では先輩パパの時間を休止したが、1日は夫婦で参加できる体制を維持し、父への情報提供を継続した。7月からは、妊婦全件面接を開始。夫婦での来所、コロナ禍によりパートが妊娠届出に来所というケースも増加したため、面接時に夫婦(パートナー)との出産育児を迎える準備についての啓発に努めた</p>	<p>妊婦届出時に父親の育児参加に関するリーフレットを配布。コロナ対応のため、ファミリー学級では先輩パパの時間を休止したが、1日は夫婦で参加できる体制を維持し、父への情報提供を継続した。7月からは、妊婦全件面接を開始。夫婦での来所、コロナ禍によりパートが妊娠届出に来所というケースも増加したため、面接時に夫婦(パートナー)との出産育児を迎える準備についての啓発に努めた</p>	A	<p>妊婦面接、ファミリー学級等を通して、引き続き啓発に努めていく。</p>
						子家セン	子家セン	<p>・2か所の子育てひろばで、父親参加の「パパ集まれ」など交流事業を11回実施した。</p>	今後も継続する	<p>・新型コロナ感染症の感染防止の観点から令和2年度に予定していた「パパ集まれ」など交流事業を中止した。</p> <p>・その代替えとして、親子が参加する「おいでおいで」という催しを毎日お昼と夕方10分程度実施するとともに、お誕生日を迎えた子どものお誕生会を簡素な形で実施した。</p>		A	今後も継続する

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2~)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定	
	3-1	01	父親の育児参加の推進	第5条	協働コミュニティ課	協働コミュニティ課	○パリテまつり 2月15日「パパのはじめてのバルーンアート講座」(参加人数:親子9組)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施できなかった夫婦向けの子育て講座を実施するほか、情報誌などを活用して啓発を行う。	○男女平等推進センター講座・講演会 10月17日「夫婦で考える！産前産後の子育てプラン」(参加9家族) 3月17日「木山裕策さんのオンライン講演会&生ライブ！」(参加20人) ○情報誌パリテに、市内の保育園で働く男性保育士の紹介記事を掲載した。	A	男女平等推進センター事業及びパリテまつりでのパパ向けの子育て講座の実施や、情報誌などを活用して啓発を行う。		
							公民館	公民館	・父と子を対象とした講座を実施 「料理講座 中学生も、パパと小学生親子も“パパっごちそうレシピ！”(3回) ・父親が参加可能な子育て・教育関連事業及び親子対象事業を土日に実施。8事業・述べ14回実施。 「家庭の教育力向上講座」(4回) 「親子体験講座 自然の恵みで染めもの体験」(1回) 「親子で自然を学ぶ谷戸セミナー」(1回) 「現代的課題を考える講座 家庭でできるアクティブラーニング」(2回) 「親子で楽しむ講座 サマーコンサート」(1回) 「みんなで一緒に楽しむバリアフリー講座 わくわくアート」(3回) 「子どもの課題を考える講座」(1回) 「0歳からのコンサート」(1回)	父親が参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業や親子を対象とした事業を実施する。	・父と子を対象とした講座を実施 「親子講座 父子でドッキリわくわく 科学でマジック」(3回) ・父親が参加可能な子育て・教育関連事業及び親子対象事業を土日に実施。3事業・述べ6回実施。 「家庭の教育力向上講座」(1回) 「春休み子ども企画」(1回) 「人権講座 子どもの人権を考える」(4回)	A	父親が参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業や親子を対象とした事業を実施する。
							子家セン	子家セン	・2か所の子育てひろばで、絵本事業等を24回実施した。 ・0歳児を持つ親に向けたしつけの後押し講座を2回開催した。	今後も継続する	・新型コロナ感染症の感染防止の観点から令和2年度に予定していた「わらべうた」など絵本事業を中止した。 ・コロナ禍により、0歳児を持つ親に向けたしつけの後押し講座は開催を中止した。	A	今後も継続する
	02	子育て意識の啓発の推進	第5条	協働コミュニティ課	協働コミュニティ課	○11月8日、22日、29日、12月6日、13日、20日:「カナダ生まれの参加者中心の親支援プログラム ノーバディズ・バーフェクト講座」(子育て講座・参加人数:延べ45人) ○パリテまつり 2月15日「パパのはじめてのバルーンアート講座」(参加人数:親子9組)	引き続き、男女平等推進センター事業及びパリテまつりでの講座の実施や、情報誌パリテの発行を通して、子育て意識の啓発や子育て支援を行う。	○男女平等推進センター講座・講演会 10月17日「夫婦で考える！産前産後の子育てプラン」(参加9家族) 3月17日「木山裕策さんのオンライン講演会&生ライブ！」(参加20人) ○情報誌パリテで、パリテ登録団体の子育てママグループの紹介記事を掲載した。	A	男女平等推進センター事業及びパリテまつりでのパパ向けの子育て講座の実施や、情報誌などを活用して啓発を行う。			

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	3-1	02		子育て意識の啓発の推進	第5条	公民館	公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する講座を実施。9講座・述べ104回実施。(前記【家庭教育支援事業の推進】参照) ・働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業実施。3事業・述べ7回実施。(前記【家庭教育支援事業の推進】参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する講座を実施する。 ・働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する講座を実施。7講座・述べ63回実施。(前記【家庭教育支援事業の推進】参照) ・働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業実施。2事業・述べ5回実施。 「家庭の教育力向上講座」(1回) 「人権講座 子どもの人権を考える」(4回) 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する講座を実施する。 ・働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業を実施する。
		03		子育てに関する情報提供の方法の検討 ↑ (【旧名称】父親への子育てに関する情報提供の方法の検討)	第5条	健康課	健康課	妊娠届出時配布冊子に、市内父親サークルに所属する父親の育児感を反映させたものなどを盛り込んだ内容を加えて配布	継続実施	西東京市子育て応援アプリ「いこいこ」の活用や各事業の場面で子育てに関する情報提供に努めた	A	妊娠届出時の全件面接、アプリ等、早期からの情報提供を継続実施していく。
						子育て支援課	子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、情報提供を行った。	引き続き実施する。	子育てハンドブックを作成し、情報提供を行った。	A	子育てハンドブックを作成し、情報提供を行う。
		04		育児休業啓発の実施 ↑ (【旧名称】育児休業相談・啓発の実施)	第5条	協働コミュニティ課	協働コミュニティ課	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都の事業を男女平等推進センター内で紹介した。 ○男女平等推進センターパリの窓口にて育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2019」(編集:東京都産業労働局)を産業振興課の依頼により設置・配布した。 	引き続き、東京都と連携しながらセンター内での事業紹介や情報提供に務める。また、「情報誌パリティ」を発行し、公共機関や市内企業等に配布する。	<ul style="list-style-type: none"> ○男女平等推進センターパリの窓口にて育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2020」(編集:東京都産業労働局)を産業振興課の依頼により設置・配布した。 また、東京ウイメンズプラザ発行の育児休業制度などが掲載された「パパとママが描くみらい手帳」を、パリティにて設置・配布した。 	B	引き続き、東京都と連携しながらセンター内での事業紹介や情報提供に務める。また、「情報誌パリティ」などを通して情報提供を行う。
05		子育てによる離職者の再雇用制度に対する情報提供の充実	第5条	産業振興課	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ①第1回就職支援セミナー 令和元年6月5日～7日実施 セミナー参加者118人 保育サービス合計1人 ②第2回就職支援セミナー 令和元年10月1日～3日実施 セミナー参加者107人 保育サービス合計0人 ③就活セミナー6月21日・9月24日・令和2年2月21日実施 述べ参加者40人 保育サービス合計13人 	<ul style="list-style-type: none"> (令和2年度) 就職支援セミナーについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全て中止 就活セミナーについては、Zoomを活用し実施のため、保育サービスなし 	<ul style="list-style-type: none"> ①第1回就職支援セミナー 令和2年6月5日～7日 中止 ②第2回就職支援セミナー 令和2年10月1日～3日 中止 ③就活セミナー5月12日・11月26日・令和3年2月9日実施 述べ参加者54人 オンラインで開催、保育サービスなし 	B	<ul style="list-style-type: none"> ①第1回就職支援セミナー 令和3年6月2日～4日 中止 ②第2回就職支援セミナー 令和3年10月6日～8日 中止 ③就活セミナー11月26日・令和4年2月15日の2回開催予定 		

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
3-1	05			子育てによる離職者の再雇用制度に対する情報提供の充実	第5条	協働コミュニティ課	協働コミュニティ課	○東京都の事業を男女平等推進センター内で紹介した。 男女平等推進センター講座、自立支援講座の中で、自立の一步としての就労準備講座を保育付で実施した。 ○2月25日:女性起業家に聞くワーク・ライフ・バランス～仕事と家庭の両立について～ ○11月5日:フェイスエクササイズで気持ちをUP! 11月25日、28日に東京都主催、西東京市・立川市・昭島市・東久留米市・国分寺市共催で「パートタイマーの日頃の疑問に答えます!～法律から労働保険・社会保険・税金まで～」と題して2回連続セミナーを開催した。	引き続き、男女平等推進センター事業等で女性活躍推進をテーマにした講座を実施する。	○東京都の事業を男女平等推進センター内で紹介した。 ○自立支援講座の中で、自立の一步としての就労準備講座を保育付で実施した。 11月2日:マスク映えパーソナルカラーとメイクのポイント 11月25日、27日に東京都主催、西東京市・立川市・昭島市・東久留米市・国分寺市共催で「パートタイマーの日頃の疑問に答えます!～法律から労働保険・社会保険・税金まで～」と題して2回連続セミナーを開催した。	B	引き続き、男女平等推進センター事業等で女性活躍推進をテーマにした講座を実施する。
						健康課	健康課	ファミリー学級12回、乳幼児健診58回、育児相談36回、離乳食講習会12回、1歳・2歳児相談会48回等の機会に発達段階に応じた集団指導・個別相談を実施した。	継続実施	ファミリー学級9回、乳幼児健診38回、育児相談35回、離乳食講習会12回、2歳児相談会3回等の機会に発達段階に応じた集団指導・個別相談を実施した。	A	各事業ともコロナ禍における実施体制について検討し、再開し実施する。
						保育課	保育課	地域子育て支援センターを中心に、離乳食講習会をはじめ、子どもの発達状況に応じた食事に関する講習会を実施し、講習会以外での利用者の相談に栄養士や看護師が対応を図った。	子育て家庭が気軽に利用できるよう講習会や相談事業を継続して実施する。	地域子育て支援センターを中心に、離乳食講習会を実施した。 講習会以外では、利用者の相談に栄養士や看護師が対応を図った。	A	子育て家庭が気軽に利用できるよう講習会や相談事業を継続して実施する。
	06	重-8		栄養・食生活に関する教育・相談の実施	第5条 第11条	健康課	健康課	健康課、保育園、小学校の栄養士からなる西東京市栄養士連絡会を開催し、野菜や朝食について共通目標を設定し、各施設で食育事業を展開した。	継続実施	健康課、保育園、小学校の栄養士からなる西東京市栄養士連絡会を開催し、野菜や栄養バランスについて共通目標を設定し、各施設で食育事業を展開した。	A	継続実施
						保育課	保育課	栄養士、調理員等との連携をはかり、保育所及び地域子育て支援センターにおいて、相談や情報提供を行い、食に関する講習会を実施するなど食育の推進を図った。	引き続き事業を継続し、食育の推進を図る。	試食会を中止するなど新型コロナウイルス感染症対策を行いながらも、栄養士、調理員等との連携を図り、保育所及び地域子育て支援センターにおいて、相談や情報提供を行い、食に関する講習会を実施するなど食育の推進を図った。	A	引き続き事業を継続し、食育の推進を図る。
	07			地域や家庭における食育の推進	第4条 第11条	健康課	健康課	健康課、保育園、小学校の栄養士からなる西東京市栄養士連絡会を開催し、野菜や朝食について共通目標を設定し、各施設で食育事業を展開した。	継続実施	健康課、保育園、小学校の栄養士からなる西東京市栄養士連絡会を開催し、野菜や栄養バランスについて共通目標を設定し、各施設で食育事業を展開した。	A	継続実施
保育課						保育課	栄養士、調理員等との連携をはかり、保育所及び地域子育て支援センターにおいて、相談や情報提供を行い、食に関する講習会を実施するなど食育の推進を図った。	引き続き事業を継続し、食育の推進を図る。	試食会を中止するなど新型コロナウイルス感染症対策を行いながらも、栄養士、調理員等との連携を図り、保育所及び地域子育て支援センターにおいて、相談や情報提供を行い、食に関する講習会を実施するなど食育の推進を図った。	A	引き続き事業を継続し、食育の推進を図る。	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
3-1	07		地域や家庭における食育の推進	第4条 第11条	産業振興課	産業振興課	・「親子で野菜づくりにチャレンジ」事業を実施。参加者は、親子20組(延べ79名) ・イベント「農業わくわく散策会」を1回実施。参加者は、16名	「親子で野菜づくりにチャレンジ」事業及びイベント「農業わくわく散策会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	「親子で野菜づくりにチャレンジ」事業及びイベント「農業わくわく散策会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	C	「親子で野菜づくりにチャレンジ」事業及びイベント「農業わくわく散策会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
					学務課	学務課	12/24に地場産農家と学校給食の状況についての意見交換会を実施した。引き続き、児童・生徒への地産地消を意識した食育指導を行う。 毎月発行の給食だより、各校のHP等の媒体を通じ、各家庭への食育の関心を高める努力を継続する。	令和3・4年度の給食物資納入業者の更新を機会にして、新たな地場産農家の登録が増えるよう、登録方法などの周知をした。 学校給食を活用した、各家庭への食育の大切さを伝える活動を継続する。	給食物資納入業者登録については、周知を徹底したものの契約農家数の増加は叶わなかった。 毎月発行の給食だより、各校のHP等の媒体を通じ、各家庭への食育の関心を高める努力を継続した。	B	生産者と学校の相互理解を目的とした意見交換会を実施することで、よりニーズに沿った生産体制と地場農産物利用の促進を目指す。 保護者に対し、食育の知識やノウハウを各校の「給食だより」やホームページ等を通じて周知することで、食育への関心を高める。 地場農産物を給食に積極的に使用しているPR動画を作成し、市民周知を図ることで食育への関心を高める。	
	08	重-8 重-13	子育てに関する学習機会の充実	第5条	健康課	健康課	ファミリー学級 3日制を12回実施。 1歳児お誕生相談会 年24回 2歳児すくすく相談会年24回 実施	継続実施	コロナを減らしての実施となった。 ・ファミリー学級 2日制を9コース実施。 ・1歳児お誕生相談会 コロナ禍で休止。 ・2歳児すくすく相談会、年24回のうち、3回のみ実施。	B	各事業ともコロナ禍における実施体制について検討し、再開し実施する。	
					保育課	保育課	地域子育て支援センターを中心に、子育て関連講座の事業を実施し、支援を図った。	引続き事業の継続をしていく。	地域子育て支援センターを中心に、子育て関連講座の事業を実施し、支援を図った。	A	引続き事業の継続をしていく。	
					子家セン	子家セン	・西東京市私立幼稚園連絡協議会と共催し、子育て世代の保護者を対象とした講演会を新型コロナウイルス感染防止の観点からユーチューブで視聴できるようにした。 ・2か所の子育てひろばにおいて図書等を活用した事業を実施した。	今後も継続する	・西東京市私立幼稚園連絡協議会と共催し、子育て世代の保護者を対象とした講演会を新型コロナウイルス感染防止の観点からオンライン(YouTube)で実施した。	A	今後も継続する	
					公民館	公民館	・子育てに関する講座を実施。9講座・述べ104回実施。(前記【家庭教育支援事業の推進】参照) ・学習支援保育付き講座を実施。10講座・延べ174回実施。(前記【家庭教育支援事業の推進】参照) ・働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業実施。3事業・述べ7回実施。(前記【子育て意識の啓発の推進】参照)	・子育てに関する講座を実施する。 ・働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業を実施する。 ・学習支援保育の実施により、育児期の女性の仲間との学習活動を支援する。	・子育てに関する講座を実施。7講座・述べ63回実施。(前記【家庭教育支援事業の推進】参照) ・働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業を実施する。(前記【子育て意識の啓発の推進】参照) ・学習支援保育付き講座を実施。6講座・延べ89回実施。(前記【家庭教育支援事業の推進】参照)	A	・子育てに関する講座を実施する。 ・働いている親も参加可能な日時に、子育てや教育に関する事業を実施する。 ・学習支援保育の実施により、育児期の女性の仲間づくりを支援する。	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
3-1	09		地域の子育て意識の醸成	第6条 第7条		子育て支援課	子育て支援課	子ども条例の紹介リーフレット活用し、公共施設等とおして、子ども・子育てに係る地域の役割について普及啓発を図った。 また、子ども条例の普及啓発のための広報冊子を作成し、市民講座一みんなで考える「子どもの権利」を実施した。	子ども条例広報冊子を、公共施設等で配布に努め、子ども・子育てに係る地域の役割について普及啓発を図る。 また、子どもの権利擁護委員活動報告会の動画をホームページに掲載するなど、地域の子ども条例に対する理解が深まるよう普及啓発を図る。	子ども条例広報冊子を公共施設等で配布した。 活動報告会の動画をホームページに掲載し、地域の子ども条例に対する理解が深まるよう普及啓発を図った。	A	引き続き実施する。
						保育課	保育課	地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する講習会、交流事業等を通じて子育て意識の醸成を図った。	引き続き各種事業を通じて、地域の子育て意識の醸成を図っていく。	地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する講習会、交流事業等を通じて子育て意識の醸成を図った。	A	引き続き各種事業を通じて、地域の子育て意識の醸成を図っていく。
						児童青少年課	児童青少年課	地域の人材を活用した、乳幼児事業のベビーマッサージやベビーヨガの行事を行った。 市内の子育てNPO・グループ等が主催する「こそだてフェスタ」の開催を支援した。	引き続き実施していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ほとんどの事業を中止せざるを得なかったが、乳幼児サークルの活動については参加人数を制限しつつ実施することが出来た。	B	新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き実施していく。
	10		ワーク・ライフ・バランスを事業者へ普及する方策の検討	第5条	協働コミュニケーション課	協働コミュニケーション課	○2月25日に講座「女性起業家に聞くワーク・ライフ・バランス～仕事と家庭の両立について～」を実施した。 ○センターバリエの窓口に育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2019」(編集:東京都産業労働局)を産業振興課の依頼により設置・配布した。 ○各自自治体で作成した講座のチラシや情報誌を設置し、情報提供に努めた。	男女平等推進センター事業等でワーク・ライフ・バランスをテーマにした講座を実施する。 東京都主催のワーク・ライフ・バランス講座の後援、共催を実施する。 情報誌「バリエ」や、男女平等推進センター事業等で、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。	○男女平等推進センター講座・講演会3月17日「木山裕策さんのオンライン講演会&生ライブ!」(参加20人) ○センターバリエの窓口に育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2020」(編集:東京都産業労働局)を産業振興課の依頼により設置・配布した。 ○各自自治体で作成した講座のチラシや情報誌を設置し、情報提供に努めた。	A	男女平等推進センター事業等でワーク・ライフ・バランスをテーマにした講座を実施する。 東京都主催のワーク・ライフ・バランス講座の後援、共催を実施する。 情報誌「バリエ」等で、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。	
3-2 支え合いの場の充実												
3-2	01		子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実	第5条 第7条		保育課	保育課	各園で園庭開放等を実施し、また、地域子育て支援センターにおいては、親子が自由に利用できるようし、交流を通じて仲間づくりの支援を図った。	各種事業を通じて、仲間づくりの支援を図っていく。	地域子育て支援センターにおいて、交流や講座を通じて仲間づくりの支援を図った。	A	各種事業を通じて、仲間づくりの支援を図っていく。
						児童青少年課	児童青少年課	児童館での子育てひろば事業や乳幼児親子対象のサークル活動等の実施等、親子で参加できるイベントの開催を通じて、同世代の親子との交流を支援した。 市内の子育てNPO・グループ等が主催する「こそだてフェスタ」の「きらっと」での開催を支援した。	引き続き実施していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ほとんどの事業を中止せざるを得なかったが、乳幼児サークルの活動については参加人数を制限した上で実施することが出来た。	B	新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き実施していく。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	3-2	01		子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実	第5条第7条	子家セン	子家セン	<ul style="list-style-type: none"> ・2か所の子育てひろばで気軽に集える親子の交流の場を提供した。 ・登録している子育てサークル・団体に対し、住吉会館にある子育てグループ活動室の貸し出しを行った。 	今後も継続する	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を図りながら、2か所の子育てひろばで気軽に集える親子の交流の場を提供した。 ・登録している子育てサークル・団体に対し、住吉会館にある子育てグループ活動室の貸し出しを行った。 ・地域の子どもや大人が参加し楽しむルビナスまつりの実施に向け、地域の住吉小学校の育成会わかば、住吉小学校、住吉会館により検討を重ねたが、秋口における緊急事態宣言の延長等を踏まえ、当該まつりを中止した。 	A	今後も継続する
						協働コミュニケーション課	協働コミュニケーション課	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度実施分のNPO等企画提案事業において、「西東京子ども放課後カフェ」の協働事業を実施した。 ・子育て分野の活動をしているNPO等に対して、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」への登録を積極的に働きかけていった。 ・市民協働推進センター「ゆめこらぼ」のホームページや情報誌において、子育て分野のNPO等の情報提供やPRに積極的に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度実施分のNPO等企画提案事業においても、「西東京子ども放課後カフェ」は継続して実施する予定である。 ・子育て分野の活動をしているNPO等が、市民活動に参加しやすい環境の充実に図るために、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」の活用を促進を図る。 ・また、子育て分野の活動をしているNPO等が活動の情報発信・情報収集を促進させるために、市民活動推進センター「ゆめこらぼ」のホームページの充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度実施予定のNPO等企画提案事業、「西東京子ども放課後カフェ」については、新型コロナウイルス感染拡大防止により事業を中止となった。 ・子育て分野の活動をしているNPO等に対して、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」への登録を積極的に働きかけていった。 ・市民協働推進センター「ゆめこらぼ」のホームページや情報誌において、子育て分野のNPO等の情報提供やPRに積極的に取り組んだ。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て分野の活動をしているNPO等が、市民活動に参加しやすい環境の充実に図るために、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」の活用を促進を図る。 ・また、子育て分野の活動をしているNPO等が活動の情報発信・情報収集を促進させるために、市民活動推進センター「ゆめこらぼ」のホームページの充実を図る。
						社会福祉協議会	地域共生課	<p>子育て応援プロジェクトPATiO他、子ども食堂1団体、人形劇団2団体に地域福祉活動助成金を、こどもカフェとんのいえにサロン立ち上げ助成金を交付し、子どもの居場所づくり、子育て世代の相談支援等を行うことができた。社協内法人運営係、地域福祉推進係(ふれまち)、相談支援係(ほっとネット)連携のもとこそだてフェスタに参加。地域協力者へは子育ての現状と支援の必要性を伝える機会となり、子育てフェスタ参加者には、社協やほっとネット、地域活動を紹介することで、参加や相談の場の周知を図った。フードドライブは西東京市社会福祉法人連絡会主催で7月、1月の2回実施。1月は環境保全課、ごみ減量推進課も食品受付窓口として参加。子ども食堂・放課後カフェ等へお届けすることができた。</p>	<p>こそだてフェスタは、試行的に社協内連携参加をしたことで子育て世代にまわったり相談先、活動先を身近に感じてもらった機会になったが、令和2年度も連携してできるかが課題。</p> <p>法人連絡会内地域公益活動分科会を中心とし、年2回のフードドライブと、福祉何でも相談窓口(仮称)の年度内開設に向けて学習会、準備を行う。フードドライブ期間外の食品寄付の取り扱いや、新規受取団体が増加していく中、どこまで支援できるか等の課題はある。</p>	<p>令和2年度こそだてフェスタは、新型コロナのため中止となった。</p> <p>新型コロナにより、法人連絡会内地域活動分科会の活動も停滞。福祉何でも相談窓口(仮称)開設に向けた学習会、7月のフードドライブは中止。1月のフードドライブは新型コロナ感染対策を行い、人数制限し実施した。子ども食堂等17団体に合計57箱の食品、飲料等を届けた。</p>	B	<p>新型コロナにより、仲間づくりや団体などの活動が制限された。孤立を防ぐためにも、新たな取り組みやこそだてフェスタの開催方法の検討などが必要。</p> <p>新型コロナ感染対策を継続しながら、フードドライブや福祉何でも相談窓口(仮称)開設に取り組む。フードドライブ期間外の食品寄付が増えており、受取りや配布先調整等に苦慮することがある。</p>

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2~)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定	
	3-2	02	重-10	子ども総合支援センターにおける子育てグループの活動場所の充実と活動の推進	第7条	子家セン	子家セン	<ul style="list-style-type: none"> 登録している子育てサークル・団体に対し、子育てグループ活動室を提供し、活動継続を支援した。 子育てグループ活動室利用団体に対して、子育てハンドブックにサークル情報の掲載を行った。 	今後も継続する	<ul style="list-style-type: none"> 登録している子育てサークル・団体に対し、子育てグループ活動室を提供し、活動継続を支援した。 子育てグループ活動室利用団体に対して、子育てハンドブックにサークル情報の掲載を行った。 	A	今後も継続する	
								03	子育てひろば事業の充実	第5条	保育課	保育課	各保育園において子育て支援に係わる事業を定期的実施し、また、児童館と地域子育て支援センターとの連携事業も行い充実を図った。
		児童青少年課	児童青少年課	児童館での子育てひろば事業を実施し、親子で参加できるイベントの開催を通じて、同世代の親子との交流を支援した。	引き続き実施していく。	児童館での子育てひろば事業を実施し、親子で参加できるイベントの開催を通じて、同世代の親子との交流を支援した。	A						引き続き実施していく。
				子家セン	子家セン	<ul style="list-style-type: none"> のどか広場、ピッコロ広場事業を継続実施している。 父親支援事業11回を行った。 0歳児とその保護者を対象とした事業を実施した。 2か所の子育てひろばにおいて、図書等を活用した事業を実施した。 	今後も継続する						<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を図りながら、2か所の子育てひろばで気軽に集える親子の交流の場を提供した。 新型コロナ感染症の感染防止の観点から令和2年度に予定していた「パパ集まれ」など交流事業や「わらべうた」など絵本事業を中止した。
		04	保育園園庭開放の推進	第5条	保育課	保育課	各園で園庭開放を実施し、地域子育て支援センターでは、子育て中の親子が自由に利用し、交流の場の提供を図った。	継続して園庭開放を実施する。	各園での園庭開放を縮小するなど新型コロナウイルス感染症対策を行いながらも、地域子育て支援センターでは、子育て中の親子が自由に利用できる時間を設け、交流の場の提供を図った。	A	新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、継続して園庭開放を実施する。		
							05	幼稚園、保育園における子育てに関する学習の機会の推進	第5条	子育て支援課	子家セン	幼稚園保護者を対象に、西東京市私立幼稚園連絡協議会と子育て支援部共催で子育てに関する講演会を実施した。	今後も継続する
		保育課	保育課	子育て広場事業による「赤ちゃんのつどい」、「離乳食講習会」等を関係課と連携を図りながら実施した。	関係課と連携を図りながら、各種講習会を継続して実施する。	子育て広場事業による「赤ちゃんのつどい」、「離乳食講習会」等を関係課と連携を図りながら実施した。						A	関係課と連携を図りながら、各種講習会を継続して実施する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2~)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
3-2	06	重-8 重-13	育児・子育て相談事業の充実	第4条 第5条	健康課	健康課	各種健診相談事業にて、個別の相談も実施。随時の電話や面接による相談を実施。赤ちゃん訪問の対象月齢以外の乳幼児についても、必要時訪問を実施	継続実施	コロナ禍であり、5月まで赤ちゃん訪問を休止したため、電話相談等で対応を継続した。子育て世代包括支援センター、妊婦全件面接等もスタートし、相談支援体制の強化を図った。	A	赤ちゃん訪問や通常の家庭訪問は、継続実施しているが、不安はあっても、コロナ感染の不安から希望しないケースもあり、引き続き、電話相談や面接等を随時実施し、必要時相談できる体制を維持する。	
					保育課	保育課	関係機関(健康課、子ども家庭支援センター)との連携を基に、地域子育て支援センター利用の保護者だけでなく、広く相談事業を行った。	関係機関と連携し、相談事業の充実を図る。	関係機関(健康課、子ども家庭支援センター)との連携を基に、地域子育て支援センター利用の保護者だけでなく、広く相談事業を行った。また、利用者支援に係る相談についても対応した。	A	関係機関と連携し、相談事業の充実を図る。	
					児童青少年課	児童青少年課	育児・子育ての相談が出来る環境を整えることが出来た。	引き続き実施していく。	育児・子育ての相談が出来る環境を整えることが出来た。	A	引き続き実施していく。	
					子家セン	子家セン	・のどか広場、ピッコロ広場を含む子ども家庭支援センターで子育てに関するあらゆる相談に対応した。 ・土曜日の電話相談を実施している。	今後も継続する	・西東京市私立幼稚園連絡協議会と共催し、子育て世代の保護者を対象とした講演会を新型コロナウイルス感染防止の観点からオンライン(YouTube)で実施した。	A	今後も継続する	
	07	重-9	相談に関する情報提供の充実	第5条	健康課	健康課	妊娠届出時に配布。相談やサポート先等の内容を充実させた。また、妊娠期から相談対応している旨、周知を行った。	継続実施	子育て応援アプリ「いこいこ」を立ち上げ、妊婦全件面接での相談や情報提供とともに、妊娠早期から情報提供できるように整備した。	A	アプリの情報内容を随時更新し、関係部署との連携も図りつつ、妊娠出産、子育ての情報について提供できる体制を整備する。	
					保育課	保育課	ホームページやリーフレット、チラシ等により情報発信を行い、子育て支援の情報を提供した。	広く情報提供を行い、充実を図る。	ホームページやリーフレット、チラシ、地域子育て支援センターで作成した動画等により情報発信を行い、子育て支援の情報を提供した。	A	広く情報提供を行い、充実を図る。	
					子家セン	子家セン	・市報、ホームページ、リーフレット、子育てハンドブック等で子育て支援関連の情報を提供した。 ・小学生・中学生向けチラシ及び保護者向けチラシを配布し、子供家庭相談窓口の啓発に努めた。	今後も継続する	・市報、ホームページ、リーフレット、子育てハンドブック等で子育て支援関連の情報を提供した。 ・保護者向けチラシを配布し、子供家庭相談窓口の啓発に努めた。	A	今後も継続する	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	3-2	08		子育て相談担当者の研修事業の充実	第6条	健康課	健康課	事例検討会 9人参加 テーマ別研修会(1回)はコロナで中止	継続実施	外部のzoom等を介した研修を周知し、研修の機会を確保した。	A	事例検討会の開催を予定。
						保育課	保育課	子育て支援の専門研修を受講し、人材のスキルアップを図った。	内外各種研修に参加し、人材育成を図る。	子育て支援の専門研修を受講し、人材のスキルアップを図った。	A	内外各種研修に参加し、人材育成を図る。
						子家セン	子家セン	・関係機関向けに虐待防止支援員養成講座やテーマ別研修を開催した。	今後も継続する	・関係機関向けに虐待防止支援員養成講座やテーマ別研修を開催した。	A	今後も継続する
	09	重-9		子育て家庭への情報提供の充実	第5条	秘書広報課	秘書広報課	子育て家庭への情報を市報、市ホームページ、SNSやアプリなどの広報媒体の特性を活かした情報発信を行った。	より効果的な情報提供ができるように、SNSやアプリの活用を推進する。	子育て家庭への情報を市報、市ホームページ、SNSやアプリなどの広報媒体の特性を活かした情報発信を行った。	A	より効果的な情報提供ができるように、SNSやアプリの活用を推進する。
						子育て支援課	子育て支援課	子育てハンドブック及び幼稚園の案内パンフレットを作成し、配布及びホームページに掲載することで情報提供を行った。	引き続き実施する。	子育てハンドブック及び幼稚園の案内パンフレットを作成し、保育施設及び幼稚園利用者等に配布及びホームページに掲載することで情報提供を行った。	A	子育てハンドブック及び幼稚園の案内パンフレットを作成し、保育施設及び幼稚園利用者等に配布及びホームページに掲載することで情報提供を行う。
						保育課	保育課	ホームページやリーフレット、チラシ等により情報発信を行い、子育て支援の情報を提供した。	広く情報提供を行い、充実を図る。	ホームページやリーフレット、チラシ等により情報発信を行い、子育て支援の情報を提供した。離乳食の作り方や手の洗い方などの動画配信を新たに行った。	A	広く情報提供を行い、充実を図る。
	10			外国語による広報活動の充実		文化振興課	文化振興課	・平易な日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を必要に応じて関係部署等へ配布したほか、引き続き、市ホームページにも情報を掲載した。 ・市報から必要な情報を抜粋し、平易な日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した(毎月毎月617部)。	令和2年度も実施予定。 QRコードを活用し、スマートフォンにも対応できるようするなど、より広く情報を届けるしきみを引き続き検討する。	・平易な日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を作成した。QRコードを活用するなど、より広く情報を届けることができた。 ・市報から必要な情報を抜粋し、平易な日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した。	A	令和3年度は配布予定。 より広く情報を届けるしきみを引き続き検討する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	3-2	11		救急医療情報提供の充実	—	健康課	健康課	市報や市のホームページ、年1回全戸配布の西東京市健康事業ガイドに、休日の応急診療情報を掲載した。また、救急相談#7119の周知ついて、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児医療証の申請時、妊娠届出時冊子に入れて情報提供を行った。	継続実施	市報や市のホームページ、年1回全戸配布の西東京市健康事業ガイドに、休日の応急診療情報を掲載。また、救急相談#7119の周知ついて、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児医療証の申請時、妊娠届出時冊子に入れて情報提供を行った。	A	西東京市健康事業ガイド、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児医療証の申請時、妊娠届出時冊子等各機会を活用して情報提供を行う。
		12		子育てハンドブックの充実、子育て施設・遊び場マップ等の検討	第5条	子育て支援課	子育て支援課	子育てハンドブックを作成した。	子育てハンドブックは引き続き作成する。	子育てハンドブックを作成した。当該ハンドブックでは、子育て施設の一部の地図や、小さなお子さん連れの保護者の方が集う公園の配置図を掲載している。	A	子育てハンドブックを作成する。子育てハンドブックに子育てひろば等のマップの掲載を検討する。
4 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援												
4-1-1 子どもと家庭の支援												
	4-1-1	01	重10	子ども総合支援センターの連携機能の充実	第4条 第5条 第8条	健康課	健康課	子ども家庭支援センターとの連携会議の開催(年4回)、地域子育て支援センターとの連携会議(年4回)を実施した。また、電話による調整・連携をタイムリーに実施	継続実施	子ども家庭支援センターとの連携会議の開催(年4回)、地域子育て支援センターとの連携会議(年4回)を実施した。また、電話による調整・連携をタイムリーに実施	A	子ども家庭支援センター、地域子育て支援センターとの連携会議並びに電話による調整・連携を継続実施。
						保育課	保育課	関係機関との会議や連絡会に参加し、連携を図りながら支援を行った。	関係機関との連携の強化を図る。	関係機関との会議や連絡会に参加し、連携を図りながら支援を行った。また、要保護児童対策地域協議会の未就学部会を開催した。	B	関係機関との連携の強化を図る。
						子家セン	子家セン	・要保護児童対策地域協議会実務者会議の発達支援部会で、教育支援課・健康課・子ども家庭支援センターで要支援児童等の情報や支援について年1回共有し、連携を図った。	今後も継続する	・要保護児童対策地域協議会実務者会議の発達支援部会の構成員である教育支援課・健康課・子ども家庭支援センターで要支援児童等の情報や支援について年1回共有し、連携を図った。	A	今後も継続する
		02		夜間養護等(トワイライトステイ)事業の検討	第5条	子家セン	子家セン	・ショートステイ事業の検証及び利用要望等検討を行った。	今後も継続する	・ショートステイ事業の検証を行った。	A	今後も継続する

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2~)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定			
4-1-1	03			休日保育・駅前保育の検討	第5条	保育課	保育課	休日保育については課題が大きく検討には至っていない。	休日保育については、運営や施設面において課題が大きく、待機児童解消に向けた施設整備を進めるなか、検討は難しい。	休日保育については課題が大きく検討には至っていない。	B	休日保育については、運営や施設面において課題が大きく、待機児童解消に向けた施設整備を進めるなか、検討は難しい。			
				ホームヘルパー派遣事業の推進	第5条	子育て支援課	子育て支援課	対象者に対して事業の周知を図り、派遣事業を実施した。	引き続き対象者に対して事業の周知を図り、派遣事業を実施した。	引き続き対象者に対して事業の周知を図り、派遣事業を実施した。	A	引き続き実施			
						社会福祉協議会	地域共生課	住民参加型有償家事援助サービスにて、産前産後や育児者の体調不良時に家事等の援助を提供した。年度内の実績は7世帯であり、より利用しやすいよう産後の支援機関延長の見直しをした。	新型コロナウイルス感染症の影響で利用・協力会員とも実働数は減少したが、秋以降の利用相談が増加し、12月現在9世帯の実績がある。	住民参加型有償家事援助サービスにて、産前産後や育児者の体調不良時に家事援助を提供した。年度内の実績は12世帯であり、産後の活動支援期間延長希望など、個々のニーズに対応した。	A	住民参加型有償家事援助サービスとして、産前産後や育児者の体調不良時に家事援助などを提供し、個々のニーズに寄り添い柔軟な対応をする。9月現在7世帯の実績がある。			
				05			子どもの医療費の負担軽減	第5条 第11条	子育て支援課	子育て支援課	乳幼児・義務教育就学児を対象とした負担軽減を行った。	引き続き実施	乳幼児・義務教育就学児を対象とした負担軽減を行った。	A	引き続き実施
							06			子育て支援課	子育て支援課	対象者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、手当の支給を行った。	引き続き実施	対象者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、手当の支給を行った。	A
				07	重-14			通学路・通園路の安全確保の充実	第11条	—	交通課		市内各小学校や保護者、地域住民からの要望等を踏まえて、通学路の交通安全対策を行う。	市内各小学校、保護者、地域住民等からの報告、要望等を踏まえて、通学路の交通安全対策を行った。	A
道路管理課	道路課	市内各小学校からの要望及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を受けカーブミラーの設置や路側帯内のカラー舗装化・注意喚起の看板などの交通安全施設の設置を行った。	住民、保護者からの要望及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を受け、通学路等の交通安全啓発を行う。							市内各小学校からの要望を受け、通行車両に注意を促す路面標示の設置や薄くなっていた外側線の再塗装等を行った。	B	住民、保護者からの要望及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を受け、通学路等の交通安全啓発を行う。			

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
4-1-1	07	重-14	通学路・通園路の安全確保の充実	第11条	教育企画課・学務課	教育企画課→学務課	通学路合同点検時に、交通安全・防犯・災害対策からの視点を含めて関係機関とともに点検の実施及び対策を行った。					
					—	学務課	中学校登下校区域に防犯カメラを合計9台増設する。地域関係者からの要望を踏まえ、増設箇所エリアを選定することで、地域ぐるみでの防犯体制の構築に努めていく。また、設置箇所周辺に周知用の看板を設置するとともに、各小中学校の児童生徒に丁寧に周知を進めることで、子どもの登下校時の安全確保や防犯意識の向上を図る。	地域関係者の要望を踏まえて中学校登下校区域に防犯カメラを9台増設し、併せて周知用の看板も設置した。市報等にも掲載することで周知を図り、子どもの登下校時の安全確保や防犯意識の向上にも努めた。	A	子どもの通学時の安全を確保するため、引続き通学路点検の実施や交通擁護員等による見守り活動を行っていく。新しい道路が開通したため、交通状況等を随時確認し、子どもの通学時の安全を確保する上で課題がある場合には、関係部署と調整を行う。		
	08		親子施設見学会の検討	第5条	子育て支援課	子育て支援課	取組なし	見学会の実施方法について、施設管理課と調整する必要がある。	取組なし	C	見学会の実施方法について、施設管理課と調整する必要がある。	
	09		子どものための消費者教育の推進	第11条	協働コミュニティ課	協働コミュニティ課	○くらしフェスタ西東京 ・7月26日バス見学「石けん工場を見学しよう！レッツゴー横浜」 ・10月26・27日消費生活展 ・12月14日映画上映「人生フルーツ」 ・1月25日講演会「食と安全と健康被害を考える」 ・2月18～21日「出張パネル展示」 ○市民まつりで、消費者啓発実施	・消費生活展等で、親子で消費生活について学ぶ機会となる事業を引き続き実施する。 ・市民まつりで、子ども向けの啓発も実施する。 ・小・中学校での出前授業の活用を呼びかけ、依頼に応じ内容を工夫して実施する。	○くらしフェスタ西東京 新型コロナウイルス感染症対策のため、消費生活展等の啓発事業は実施できず。 ○消費者生活展の冊子やチラシ等の配布、市HP等により、消費者啓発に努めた。	A	・消費生活展等で、親子で消費生活について学ぶ機会となる事業を引き続き実施する。 ・市HPやSNS、消費者センター分館等を活用し、消費者啓発に務める。	
					教育指導課	教育指導課	・都から配布されるリーフレット等を活用し、小・中学校学習指導要領及び各学校の指導計画に基づき、社会科・家庭科等において、消費者教育を実施した。	・各校の消費者教育の実践について共有を図り、消費者教育の内容の充実を図る。	・国や東京都から配布されるリーフレット等を各校へ積極的に発信した。	B	・各校の消費者教育の実践をより充実させ、先行事例を研究するとともに、各校の取組を情報共有する。	
	10		環境教育の推進	第11条	環境保全課	環境保全課	①環境副読本「西東京市の環境」を新4年生全員(1,735冊)へ配布した。②「夏休み自由研究2019(参加者:390人)を夏休み期間(7月～8月)に開催、③エコプラザ協力員との協働で夏休みミニ講座「エコ遊び」(参加者:116人)を開催し、環境学習の充実を図った。	引き続き新小学4年生全員へ環境副読本「西東京市の環境」の配布、「夏休み自由研究」および「夏休みミニ講座エコ遊び」を開催し環境学習の充実を図りたい。	①環境副読本「西東京市の環境」を新4年生全員(1,663冊)へ配布した。②「夏休み自由研究2020(参加者:86人)を夏休み期間(7月～8月)に開催、③エコプラザ協力員との協働で夏休みミニ講座「エコ遊び」(参加者:54人)を開催し、環境学習の充実を図った。	A	引き続き新小学4年生全員へ環境副読本「西東京市の環境」の配布、「夏休み自由研究」および「夏休みミニ講座エコ遊び」を開催し環境学習の充実を図りたい。	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2~)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定									
4-1-1	10		環境教育の推進	第11条	教育指導課	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に示されている環境教育に関わる内容に関わる授業を各学年1時間以上実施したり、家庭においてチェックシートを活用し、家庭と連携して、節水、節電、省資源等の環境に配慮した行動の点検を行ったりするなど、各学校の教育課程に位置付けた取組を実施した。 ・SDGsを校内研究で行うなど環境問題等持続可能な社会の実現に向けた資質・能力を育てる授業を行った。 ・緑のカーテンや、ごみの分別などを各学校で実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領に示されている環境教育に関わる内容に関わる授業を各学年1時間以上実施したり、家庭においてチェックシートを活用し、家庭と連携して、節水、節電、省資源等の環境に配慮した行動の点検を行ったりするなど、各学校の教育課程に位置付けた取組を実施する。 ・SDGsを校内研究で行うなど環境問題等持続可能な社会の実現に向けた資質・能力を育てる授業を行う。 ・緑のカーテンや、ごみの分別などを各学校で実施する。 	SDGsの研究指定校を設定し、教科等横断的な視点に立ち、持続可能な社会について子どもが考えることができるよう、研究していった。また研究成果を各校へ周知することができた。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの研究指定校の研究発表会を実施し、より各校のESD教育が充実するようにしていく。 ・年間で1回ESD教育の取組を各校で実践するようにする。 										
							11	情報モラル教育の充実	第11条	教育指導課	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・配信する情報モラル学習用のデジタルコンテンツの活用を徹底を図った。 ・SNS東京ルールを基盤に、情報機器の使用に伴いがちな、トラブルを回避し、児童・生徒の健全育成の一層の推進を図った。 ・情報教育年間指導計画に基づいて情報モラル教育の充実を図るために各学校の実態に応じた計画・指導の一層の工夫・改善を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配信する情報モラル学習用のデジタルコンテンツの活用を徹底を図る。 ・SNS東京ルールを基盤に、情報機器の使用に伴いがちな、トラブルを回避し、児童・生徒の健全育成の一層の推進を図る。 ・情報教育年間指導計画に基づいて情報モラル教育の充実を図るために各学校の実態に応じた計画・指導の一層の工夫・改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS東京ルールを基盤に、情報機器の使用に伴いがちな、トラブルを回避し、児童・生徒の健全育成の一層の推進を図り、SNS学校ルールを策定し、児童生徒の情報モラルの向上を図った。 ・教育課程編成の際、情報教育年間指導計画を学校から提出させ、適切な計画とあるよう指導・助言した。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育を推進するために、GIGAスクール教育推進教師を中心にSNSの危険やネットトラブルに関しての研修を行い、児童生徒の指導へ活かすことができるようにする。 					
												12	交通安全教育の推進	第11条	教育指導課	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において作成した学校安全計画に基づき、発達段階に応じて、交通安全教育を実施した。 ・小学校において、PTA等と連携し交通安全指導や見守り活動を継続して実施した。 ・中学校において、スタントマンによる自転車安全教室(スクエアドストレイト)の土曜日実施を継続し、地域住民の参加促進に努めた。 ・東京都教育委員会作成の安全教育プログラムを活用し、安全教育の充実を図り、危険を予測し回避する能力を身に付けさせる指導を計画的に行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において作成する学校安全計画の工夫及び改善を図り、発達段階に応じた交通安全教育の充実を図る。 ・市内全小学校においてPTA等と連携し、交通安全指導や見守り活動を継続して実施する。 ・市立中学校では、スタントマンによる自転車安全教室(スクエアドストレイト)の土曜日実施を継続し、地域住民の参加促進を図り地域と連携した交通安全教育を実施する。 ・東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において作成する学校安全計画の工夫及び改善を図り、発達段階に応じた交通安全教育の充実を図った。 ・市内全小学校においてPTA等と連携し、交通安全指導や見守り活動を継続して実施した。 ・市立中学校では、スタントマンによる自転車安全教室(スクエアドストレイト)は新型コロナウイルス感染症拡大の中、実施が難しかった。 ・東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において作成する学校安全計画の工夫及び改善を図り、発達段階に応じた交通安全教育の充実を図る。 ・市内全小学校においてPTA等と連携し、交通安全指導や見守り活動を継続して実施する。 ・市立中学校では、スタントマンによる自転車安全教室(スクエアドストレイト)の土曜日実施を継続し、地域住民の参加促進を図り地域と連携した交通安全教育を実施する。 ・東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。
																	13	国際理解教育の推進	—	文化振興課	文化振興課

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
4-1-1	13			国際理解教育の推進	—	教育指導課	教育指導課	・オリンピック・パラリンピック教育において、我が国の伝統や文化を尊重する学習、異文化に触れる学習及び外国人との交流を図った活動を、学校の実態に応じて、関係機関や外部人材等との連携の在り方を工夫し、実施した。	・オリンピック・パラリンピック教育において、我が国の伝統や文化を尊重する学習、異文化に触れる学習及び外国人との交流を図った活動を、学校の実態に応じて、関係機関や外部人材等との連携の在り方を工夫し、継続実施していく。	・オリンピック・パラリンピック教育において、我が国の伝統や文化を尊重する学習、異文化に触れる学習及び外国人との交流を図った活動を、学校の実態に応じて、関係機関や外部人材等との連携の在り方を工夫し、継続実施した。	A	・オリンピック・パラリンピック教育のまとめとして、オリンピック・パラリンピックの選手の応援メッセージを作成したり、オリンピック・パラリンピックの展示会を開催したりして、児童生徒にオリンピック・パラリンピックのレガシーを構築できるようにする。
				幼・保・小・中学校の交流・連携の推進	第4条 第5条	子育て支援課	子育て支援課	就学支援シートの配布について園長会で周知を図った。 幼稚園からは指導要録を小学校に提供するなど、連携を図っている。	引き続き連携をサポートする。	昨年度に引き続き、就学支援シートの配布について園長会で周知を図った。 幼稚園からは指導要録を小学校に提供するなど、連携を図っている。	A	引き続き幼稚園と小学校の連携をサポートする。
						保育課	保育課	保育要録の提供、就学支援シートの配布などの必要な支援を行い、関係課との連携を図った。	関係課と連携しながら、必要な支援を継続して実施する。	保育要録の提供、就学支援シートの配布などの必要な支援を行い、関係課との連携を図った。	A	関係課と連携しながら、必要な支援を継続して実施する。
						子家セン	子家セン	・幼稚園・保育園・小中学校の代表者が出席する要保護児童対策地域協議会実務者会議で要支援児童等について事例紹介、グループワーク等を行った。 ・市内の幼稚園、保育園等を地区相談員が巡回し、気になる児童の情報共有を行った。 ・全小中学校が学期ごとに開催する虐待防止のための外部委員会を要対協の部会に位置づけ、参加した。 ・教育委員会との情報共有を図るためスクールアドバイザー会議を12回開催した。	今後も継続する	・幼稚園・保育園・小中学校の代表者が出席する要保護児童対策地域協議会実務者会議を书面開催で行った。 ・市内の幼稚園、保育園等を地区相談員が巡回し、気になる児童の情報共有を行った。 ・全小中学校が学期ごとに開催する虐待防止のための外部委員会を要対協の部会に位置づけ、参加した。 ・教育委員会との情報共有を図るためスクールアドバイザー会議を10回開催した。	A	今後も継続する
						教育指導課	教育指導課	幼稚園・保育園の園長会で就学支援シートの活用について説明した。 教育支援システムを活用し、小学校の個別の教育支援計画や個別指導計画についての中学校への引継ぎの方法を検討した。	就学支援シートの活用の理解促進のため、幼稚園及び保育園園長会で活用の説明を行い意見等を把握する。記載内容の見直しを行い更なる活用が進むよう検討する。 教育支援システムの活用が進むよう学校に働きかける。	就学支援シート活用の理解促進のため、幼稚園及び保育園園長会で活用の説明を行い、協力を促した。前年度比で提出数・率ともは上昇した。 教育支援システムの活用が進むよう学校に働きかけを行い、一覧表・個別の教育支援計画の作成数が前年度より増加した。	A	就学支援シートの一層の活用のために様式の改善を図ったり、周知・配布の仕方について、よりよい方法を検討する。 教育支援システムの活用促進に向けて引き続き学校への働きかけを続ける。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
4-1-1	15	図書館・学校図書館のネットワーク化の推進	第13条	教育指導課	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> 相互貸借の研修会を実施し、システムに相互貸借管理を行った。 蔵書点検の実施の拡充を行い、図書の正確な管理を行った。 学校司書連絡会の充実を図り、情報交換や協議等を通じて、学校司書の一層の資質向上を図った。 学校図書館と公共図書館のネットワーク化を有効に活用し、司書教諭と学校司書を中心に連携を図った。 公共図書館の貸出しや利用マナーの学習、公共図書館からの団体貸出しによる、図書の充実等を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 相互貸借の研修会を実施し、システムに相互貸借管理を行う。 蔵書点検の実施の拡充を行い、図書の正確な管理を行う。 学校司書連絡会の充実を図り、情報交換や協議等を通じて、学校司書の一層の資質向上を図る。 学校図書館と公共図書館のネットワーク化を有効に活用し、司書教諭と学校司書を中心に連携を継続する。 公共図書館の貸出しや利用マナーの学習、公共図書館からの団体貸出しによる、図書の充実等を引き続き図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 相互貸借の研修会を実施し、システムに相互貸借管理を行った。 蔵書点検の実施の拡充を行い、図書の正確な管理を行った。 学校司書連絡会の充実を図り、情報交換や協議等を通じて、学校司書の一層の資質向上を図った。 学校図書館と公共図書館のネットワーク化を有効に活用し、司書教諭と学校司書を中心に連携を図った。 公共図書館の貸出しや利用マナーの学習、公共図書館からの団体貸出しによる、図書の充実等を図った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 相互貸借の研修会を実施し、システムに相互貸借管理を行う。 蔵書点検の実施の拡充を行い、図書の正確な管理を行う。 学校司書連絡会の充実を図り、情報交換や協議等を通じて、学校司書の一層の資質向上を図る。 学校図書館と公共図書館のネットワーク化を有効に活用し、司書教諭と学校司書を中心に連携を継続する。 公共図書館の貸出しや利用マナーの学習、公共図書館からの団体貸出しによる、図書の充実等を引き続き図る。 		
				図書館	図書館	<ul style="list-style-type: none"> 配本及び回収車の定期的な運行。(運行回数99回)団体貸出の実施。学校司書への支援。 職場体験(200人・内、小学生116人・中学生84人)、施設見学(1176人・12校全て小学校)、一日図書館員(57人・全て小学生)等の実施 図書館の推薦図書年齢別リスト作成、学校配布 過去の夏休みすいせん図書から図書館が選んだ資料を30冊1セットにし、希望する市内小学校及び児童館・学童クラブに貸出しをした。 学校司書連絡会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 配本及び回収車の定期的な運行。(運行回数99回)団体貸出の実施。学校司書への支援 職場体験、施設見学、一日図書館員等の実施 図書館の推薦図書年齢別リスト作成、学校配布 過去の夏休みすいせん図書から図書館が選んだ資料を30冊1セットにし、希望する市内小中学校及び、児童館・学童クラブに貸出する。 学校司書連絡会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 配本及び回収車の定期的な運行。(運行回数99回)団体貸出の実施。学校司書への支援 施設見学(33人・3校全て小学校) 学校訪問(4校実施) 図書館の推薦図書年齢別リスト作成、学校配布 過去の夏休みすいせん図書から図書館が選んだ資料を30冊1セットにし、希望する市内小中学校及び、児童館・学童クラブに貸出する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 配本及び回収車の定期的な運行。団体貸出の実施。学校司書への支援 施設見学、学校訪問の実施 図書館の推薦図書年齢別リスト作成、学校配布 過去の夏休みすいせん図書から図書館が選んだ資料を30冊1セットにし、希望する市内小中学校及び、児童館・学童クラブに貸出する。 学校司書連絡会への参加 		
		—	児童青少年課	<p>子どもたちが気軽に参加可能な、地域のお祭りやどんど焼きなどを主催する、各小学校区で活動をする育成会の行事活動を支援した。 また、各児童館では乳幼児・小学生親子が参加できる行事を実施します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、児童館事業や青少年育成会の活動はほとんどが中止になってしまった。</p>	C	<p>新型コロナウイルス感染症の状況が改善した場合は、引き続き、親子で参加しやすい地域行事の活動を支援していく。</p>					
16	【新規】親子で参加できる地域行事の開催	第5条	—	児童青少年課								

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定					
4-1-1	16	【新規】 親子で参加できる地域行事の開催	第5条	—	文化振興課	—	文化振興課	市民まつり、市民文化祭、伝統文化継承事業において実施予定 ⇒【市民まつり、市民文化祭、伝統文化継承事業は中止決定】 ・「対話による美術鑑賞」事業を、教育委員会との調整及び連携を図りながら、10校の小学4年生を対象に実施を予定、そのうちの1校では、学校での授業と併せて美術館訪問を予定。また、小学校授業での実施は、教育指導要領との兼ね合いや授業数などの問題から、実施日程の調整が年々難しくなっている。今後は、小学校における実施方法の見直しや、一般向け地域活動の充実などを検討する。 ・保谷こもれびホール事業においては、引続き子供向け文化芸術の鑑賞機会や体験機会の充実を図っていくこととする。 【対話による美術鑑賞は中止決定】	市民まつり、市民文化祭共に、新型コロナウイルス感染症を講じた実施方法を検討した結果、中止を決定。令和3年度の実施に向けた協議を継続することとした。 ・伝統文化等継承事業補助金は、公募したが申請は無かった。 ・「対話による美術鑑賞」事業は中止とした。また、西東京市教育委員会が作成した感染予防ガイドラインに沿った新しいプログラムにて、令和3年度での実施に向け、研修を重ねた。 ・保谷こもれびホール事業において、子供向け文化芸術の鑑賞機会や体験機会の充実とした事業を8事業実施し1,590人が参加した。	A	・市民まつり、市民文化祭、伝統文化継承事業については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での実施を検討。 ・「対話による美術鑑賞」事業を、教育委員会との調整及び連携を図りながら、7校の小学4年生を対象に実施を予定。そのうちの1校では、学校での授業と併せて美術館訪問を予定。また、小学校授業での実施は、教育指導要領との兼ね合いや授業数などの問題から、実施日程の調整が年々難しくなっている。引き続き、小学校における実施方法の見直しや、一般向け地域活動の充実などを検討する。 ・保谷こもれびホール事業においては、引続き子供向け文化芸術の鑑賞機会や体験機会の充実を図っていくこととする。						
												—	スポーツ振興課	—	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から市民まつり、市民文化祭、市民スポーツまつり、さらには地域でのまつり、青少年育成会が主催する親子で参加できるイベントなどについて検討する。	—	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から市民まつり、市民文化祭、市民スポーツまつり、さらには地域でのまつり、青少年育成会が主催する親子で参加できるイベントなどについて検討する。
												—	社会教育課	B	コロナ禍において「縄文の森の秋まつり」や「保谷のアイ」などのイベントを行う事ができなかった。 多摩六都科学館と共催でワークショップ「科学の視点で考古学～土器のくぼみ(圧痕)から植物を調べる～」を行った。	・コロナ禍でも実施可能な形でのイベントを計画し、実施する。	
4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭への支援																	
4-1-2	01	重-13	相談から、フォローアップまでを行う事業の展開	第4条第5条	健康課	健康課	関係各課との協議や連携に努めた。 こどもの発達センターひいらぎでは、令和元年度は280件の新規相談を受けた。ひいらぎにてアセスメントから個別指導、集団療育等の支援を実施。また、ニーズに応じて、庁内外関係機関を紹介、情報提供を行った。	継続実施 こどもの発達センターひいらぎでは、発達に心配のある就学前の児童に対し、相談、個別専門療育、児童発達支援事業、親子参加グループでのグループ療育等を実施し、相談からフォローアップを実施する。学齢児は必要に応じて他部署、他機関を紹介する。	こどもの発達センターひいらぎでは、発達に心配のある就学前の児童に対し、相談、個別専門療育、児童発達支援事業、親子参加グループでのグループ療育等を実施した。相談からのフォローアップはひいらぎだけではなく、民間の事業所等の利用を進める場合もあった。学齢児は必要に応じて他部署、他機関を紹介した。	A	継続実施 こどもの発達センターひいらぎでは、発達に心配のある就学前の児童に対し、相談、個別専門療育、児童発達支援事業、親子参加グループでのグループ療育等を実施し、相談からフォローアップを実施する。ニーズに合わせて、他部署、他機関と連携し、紹介する。学齢児は必要に応じて他部署、他機関を紹介する。						

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	4-1-2	01	重-13	相談から、フォローアップまでを行う事業の展開	第4条第5条	子家セン	子家セン	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会実務者会議で要支援児童等についての情報共有を行った。 個別のケース検討会議により、連携支援を行った。 	今後も継続する	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会実務者会議で要支援児童等についての情報共有を行った。 個別のケース検討会議により、連携支援を行った。 	A	今後も継続する
		02		障害のある子どもの療育・リハビリ機能の充実 ↑ 〔旧名称〕障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の充実	第5条	健康課	健康課	こどもの発達センターひいらぎでは、学齢児は対象外であるため、必要に応じて他の療育・リハビリ機関を紹介する。	こどもの発達センターひいらぎでは、障害のある就学前の児童に対し、児童発達支援事業、親子参加グループでのグループ療育、及び、個別専門療育(機能訓練、言語指導等)を実施している。学齢児は必要に応じて他部署、他の療育・リハビリ機関を紹介する。	発達支援コーディネーターをはじめ相談担当職員を複数配置し、新規・、継続相談を実施する中で、療育機関や、相談他部署を紹介した。 就学については、就学相談についての説明会を実施し、周知に努めた。 就学支援シートや特別支援学校、市内特別支援学級との引継ぎも必要に応じて実施する。	A	発達支援コーディネーターをはじめ相談担当職員を複数配置し、新規・、継続相談を実施する中で、療育機関や、相談他部署を紹介している。 就学については、就学相談についての説明会、特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室の説明会を実施し、周知に努める。 就学支援シートや特別支援学校、特別支援学級との引継ぎも必要に応じて実施する。
		03		障害のある子どもの療育・教育相談・就学相談事業の推進 ↑ 〔旧名称〕障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進	第5条	障害福祉課	障害福祉課	電話・来所の相談、また関係各機関とも連携をとりながら相談支援の継続と充実を図った。(発達障害に関する相談件数:44件)	電話・来所の相談、また関係各機関とも連携をとりながら相談支援の継続と充実を図る。	ひいらぎ卒業予定の保護者を対象に、就学後の障害児のサービスの説明を行い、具体的な福祉サービスの活用方法や相談先の周知を行った。 ペアレントメンター事業を実施した。	A	就学後のサービスの説明の機会等を通じて、就学後の相談先等を周知し切れ目ない支援を受けられるよう働きかけを行っていく。
	健康課					健康課	こどもの発達センターひいらぎでは、令和元年度は280件の相談に対応し、幼稚園・保育園等に対し87回の訪問相談を行った。 また、市内外の児童発達支援事業所とも連絡をとり、療育先の情報提供も行った。	発達支援コーディネーターをはじめ相談担当職員を複数配置し、新規・、継続相談を実施する中で、療育機関や、相談他部署を紹介している。 就学については、就学相談についての説明会を実施し、周知に努める。 就学支援シートや特別支援学校、市内特別支援学級との引継ぎも必要に応じて実施する。	発達支援コーディネーターをはじめ相談担当職員を複数配置し、新規・、継続相談を実施する中で、療育機関や、相談他部署を紹介した。 就学については、就学相談についての説明会を実施し、周知に努めた。 就学支援シートや特別支援学校、市内特別支援学級との引継ぎも必要に応じて実施する。	A	発達支援コーディネーターをはじめ相談担当職員を複数配置し、新規・、継続相談を実施する中で、療育機関や、相談他部署を紹介している。 就学については、就学相談についての説明会、特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室の説明会を実施し、周知に努める。 就学支援シートや特別支援学校、特別支援学級との引継ぎも必要に応じて実施する。	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画(R1)担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
4-1-2	03	障害のある子どもの療育・教育相談・就学相談事業の推進 ↑ ((旧名称)障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進)	第5条	教育支援課	教育支援課	<p>幼児・児童・生徒の学習や生活で不安のある保護者からの相談を受け、市立小・中学校の固定制の特別支援学級、都立特別支援学校への就学・転学相談、通級や小学校特別支援教室への入室相談を行った。</p> <p>全市立保育園に心理アドバイザーを派遣した。行動観察から、支援を必要とする子どもたちに適切な見立てを行い、職員への助言指導を行うことで、早期に対応を行うことができるよう支援を行った。幼稚園長会・保育園長会等で幼児相談を周知し早期から相談開始に繋げた。(学務課・教育支援課)</p>	<p>全市立保育園に心理アドバイザーを派遣する。</p> <p>行動観察から、支援を必要とする子どもたちに適切な見立てを行い、職員への助言指導を行う。</p> <p>早期に対応を行うことができるよう支援を行った。幼稚園長会・保育園長会等で幼児相談を周知し早期から相談開始に繋げる。(学務課・教育支援課)</p>	<p>全市立保育園に心理アドバイザーを年3回派遣し、要請に応じて他の市内就学前機関等にも派遣を行った。</p> <p>行動観察から、支援を必要とする子どもたちに適切な見立てを行い、職員への助言指導を行うことで、早期に対応を行うことができるよう支援を行った。</p> <p>幼稚園長会・保育園長会等で幼児相談を周知したことで、他の就学前機関にも心理アドバイザーが認識され、早期から相談開始に繋げている。(教育支援課)</p>	A	<p>全市立保育園への心理アドバイザー派遣し、早期対応への助言を行う。また、要請に応じて、就学前機関に訪問し、適切な指導助言を行う。</p>		
				—	学務課	<p>市内の幼稚園・保育園・小学校・中学校に対して就学相談に関するリーフレットを配布し、相談の周知を行う。また、こどもの発達センターにて就学相談説明会を実施し、保護者への直接的な周知をすると共にこどもの発達センターとの連携を図る。</p>	<p>市内の保育園・小学校・中学校に対して就学相談に関するリーフレットを配布し、相談の周知を行った。また、こどもの発達センターにて就学相談説明会を実施し、保護者への直接的な周知をすると共にこどもの発達センターとの連携を図った。</p>	A	<p>市内の幼稚園・保育園・小学校・中学校に対して就学相談に関するリーフレットを配布し、相談の周知を行う。また、こどもの発達センターにて就学相談説明会を実施し、保護者への直接的な周知をすると共にこどもの発達センターとの連携を図る。</p>			
		04	障害児保育の充実(入所型と通所型の障害児保育の充実と推進)	第5条	保育課	保育課	<p>各保育園で受入れている障害児について、関係機関と連携を図り、公立保育園の巡回相談を17園×2回チャイルドフッド・ラボが実施した。</p>	<p>継続して障害児を受入れ、巡回相談を行い必要な支援を図る。</p>	<p>各保育園で受入れている障害児について、関係機関と連携を図り、公立保育園の巡回相談を17園×2回チャイルドフッド・ラボが実施した。</p>	A	<p>継続して障害児を受入れ、巡回相談を行い必要な支援を図る。</p>	
					児童青少年課	児童青少年課	<p>児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受け入れている。</p> <p>学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受入れを行った。</p>	<p>引き続き実施していく。</p>	<p>児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受け入れている。</p> <p>学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受入れを行った。</p>	A	<p>引き続き実施していく。</p>	
		05	障害児の幼稚園入園に対する支援の推進	第5条	子育て支援課	子育て支援課	<p>障害のある子どもを受け入れている幼稚園に対して、特別支援教育事業補助金を交付することにより、受入れの支援及び促進を行った。</p>	<p>引き続き実施する。</p>	<p>昨年度に引き続き、障害のある子どもを受け入れている幼稚園に対して、特別支援教育事業補助金を交付することにより、受入れの支援及び促進を行った。</p>	A	<p>障害のある子どもを受け入れている幼稚園に対して、特別支援教育事業補助金を交付することにより、受入れの支援及び促進を図る。</p>	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
4-1-2	06	障害児の放課後等の居場所の充実	第5条第12条	障害福祉課	障害福祉課	障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービス事業の充実を図るため、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を行い、新規に1件の事業所が開設された。	障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービス事業の充実を図るため、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を行う。	障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービス事業の充実を図るため、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を行い、新規に1件の事業所が開設された。	A	障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービス事業の充実を図るため、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を行う。		
				児童青少年課	児童青少年課	児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受け入れている。学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受け入れを行った。	引き続き実施していく。	児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受け入れている。学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受け入れを行った。	A	引き続き実施していく。		
		障害児のいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進	第5条	子育て支援課	子育て支援課	できる限り対応する準備はあるが、実績は無かった。	引き続き対応への準備を行う。	できる限り対応する準備はあるが、実績は無かった。	A	引き続き対応への準備を行う。		
		施設緊急一時保護事業の実施	第5条	障害福祉課	障害福祉課	東京都の補助制度を活用し、2事業者への委託により実施した。(利用実人数:13人)	東京都の補助制度を活用し、事業者への委託により事業を実施する。	東京都の補助制度を活用し、2事業者への委託により実施した。(利用実人数:5人)	A	東京都の補助制度を活用し、事業者への委託により事業を実施する。		
		障害児を育てる親のレスパイトケア機能の実施	第5条	障害福祉課	障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業を実施した。(短期入所/利用実人数:141人 日中一時支援/利用実人数:105人)	障害者総合支援法に基づき、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業を実施する。	障害者総合支援法に基づき、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業を実施した。(短期入所/利用実人数:98人 日中一時支援/利用実人数:80人)	A	障害者総合支援法に基づき、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業を実施する。		
		特別支援教育の充実	第4条第5条第6条第10条	学務課	学務課	本市におけるこれまでの特別支援学級在籍者数の推移や東京都での推計等を用いて、今後の在籍者数の推計を行った。また、中学校における特別支援教室のモデル実施に向けて、就学支援委員会で対象生徒への審議を進めた。	令和4年度のひばりが丘中学校特別支援学級開設に向けて、保護者・学校から構成する検討懇談会において通学区域の見直しを検討する。また、令和3年度中学校特別支援教室の本格実施に向けて、各中学校の教室整備を行うとともに、対象生徒への審議を就学支援委員会を通じて進めていく。	中学校特別支援教室については、教室の工事や物品を購入し、全9校で開設に向けた準備を実施した。また、就学支援委員会において対象生徒の審議を行い、必要な支援に繋がった。	A	中学校特別支援対象者への審議を就学支援委員会を通じて引き続き進めていく。		

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定			
4-1-2	10			特別支援教育の充実	第4条 第5条 第6条 第10条	教育指導課	教育指導課	令和3年度の中学校特別支援教室全校開設に向けて、対象生徒、指導内容や方法等について教育支援推進委員会や作業部会で検討した。令和2年度に中学校4校においてモデル実施するため、対象生徒の選出をした。	令和3年度に、全ての市立中学校に特別支援教室を開設する。開設に向けて、小学校特別支援教室や中学校通級の実績を踏まえ、教育支援推進委員会作業部会で検討する。令和2年度には、現在情緒障害等通級指導学級を設置している田無第二中学校、明保中学校の2校に加え、ひばりが丘中学校、青嵐中学校の計4校をモデル校として試行する。	従来情緒障害等通級指導学級を設置していた田無第二中学校、明保中学校に加え、ひばりが丘中学校、青嵐中学校の計4校をモデル校として特別支援教室を試行実施した。教育支援推進委員会作業部会では入室から卒業までのフローを検討・確認し、また「中学L教室の手引き」を作成した。同作業部会において教育支援ファイルの内容充実に向けて話し合いを重ねた。	B	教育支援推進委員会作業部会において、令和2年度に挙げた教育支援ファイルの課題を整理し、統一した書式を完成させ全特別支援学級に周知できるよう進める。令和3年度に中学校特別支援教室を全校実施する上で、入室後の生徒の指導効果を的確に検証していくよう行う。			
								特別支援学校の充実及び市外にある特別支援学校への通学者に対する取組みの充実	第5条	障害福祉課	障害福祉課	特別支援学校高等部の2～3年生については、個別に卒業後の福祉サービスについての説明・相談を行った。	特別支援学校高等部の2～3年生については、個別に卒業後の福祉サービスについての説明・相談を行う。	特別支援学校高等部の2～3年生については、個別に卒業後の福祉サービスについての説明・相談を行った。	A
	関係各課	関係各課													
	12				障害者、異年齢世代との交流事業の推進	第5条 第6条 第7条	障害福祉課	障害福祉課	11月に共生社会シンポジウムを行うとともに12月の障害者週間にアスタ2階センターコートで、市内障害者団体等の活動内容紹介や作品の展示、手作りの販売をした。	共生フェスについては新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため実施をしない。12月の障害者週間にアスタ2階センターコートで、市内障害者団体等の活動内容紹介や作品の展示、手作りの販売は感染症対策を十分に施した上で実施をする。	共生フェスについては新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため実施をなかった。12月の障害者週間にアスタ2階センターコートで、市内障害者団体等の活動内容紹介や作品の展示、手作りの販売は感染症対策を十分に施した上で実施をした。感染症防止の面から、二日間に分けて実施をした。	A	共生フェスについては新型コロナウイルス感染症の各状況によるが、実施を予定している。12月の障害者週間にアスタ2階センターコートで、市内障害者団体等の活動内容紹介や作品の展示、手作りの販売は感染症対策を十分に施した上で実施をする。		
									保育課	保育課	各保育園で異年齢・世代間交流の事業を実施し、交流を図った。	継続して事業を実施し、交流を図る。	一時保育や地域交流事業において、障害のある児童や高齢者との交流を図った。	A	継続して事業を実施し、交流を図る。
									児童青少年課	児童青少年課	児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受け入れている。学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受け入れを行い、健常児、障害児の隔てなく、異年齢での交流を行った。	引き続き実施していく。	児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受け入れている。学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受け入れを行い、健常児、障害児の隔てなく、異年齢での交流を行った。	A	引き続き実施していく。
									健康課	健康課	令和元年度も単独療育グループではしもほうや保育園との定期的な交流会を行った。また日々の療育活動の中でも、児童館、図書館等を利用した取組を行い、社会経験の拡大を図った。	定期的な保育園との交流は感染症の状況で休止。再開については未定。公共機関の利用は感染症対策を実施しながら、可能な範囲で行う。	定期的な保育園との交流は感染症の状況で休止。再開については未定。公共機関の利用は感染症対策を実施しながら、可能な範囲で行った。	B	定期的な保育園との交流は感染症の状況で休止。再開については未定。公共機関の利用は感染症対策を実施しながら、可能な範囲で行う。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	4-1-2	13		障害児がいる世帯への手当(児童育成手当(障害手当)・特別児童扶養手当)の充実	第5条	子育て支援課	子育て支援課	対象者に対して事業の周知を図り、手当の支給を行った。	引き続き実施	対象者に対して事業の周知を図り、手当の支給を行った。	A	引き続き実施
		14		【新規】医療的ケア児への支援の充実	第5条	—	障害福祉課	医療的ケア児の生活実態、ニーズの把握不足があるため、実態調査をしていく必要がある。医療的ケア児が利用できる事業所の不足があり、事業所の誘致を進めていく必要がある。	在宅レスパイト事業の実施に向けて、医療的ケア児の生活実態やニーズの調査を実施した。	B	在宅レスパイト事業の周知、利用促進。医療的ケア児の支援事業所との連携を深めながら相談支援の更なる充実を図る。	
4-1-3 多様な文化的背景(多文化)を持つ子どもと子育て家庭の支援												
4-1-3	01			外国語を母語とする児童・生徒への日本語指導の充実	第10条	教育指導課	教育指導課	・学校からの申請により、外国語を母語とする児童・生徒に対して、指導員を派遣し、日本語適応指導を引き続き実施した。	令和2年度から指導時間の上限を100時間に増やし、指導の充実を図る。	学校からの申請により、外国語を母語とする児童・生徒に対して、指導員を派遣し、上限100時間として日本語適応指導を実施した。	B	事業の趣旨や目的等学校側に改めて丁寧に説明を行い、本事業が確実に児童・生徒の助けになるよう促進していく。コロナ禍の中で安定的に出来る指導方法等を多文化共生センターと連携しながら検討していく。
		02		外国語を母語とする児童・生徒へ個別に指導できる指導者の確保	第10条	教育指導課	教育指導課	・多文化共生センターと連携し、引き続き指導者の確保を図った。	・多文化共生センターと連携し、様々な方策を講じて、引き続き指導者の確保を図っていく。	多文化共生センターと、指導上の課題等について定期的に話し合いを行うことで連携強化に努めた。	B	指導者の確保の他、コロナ禍の中で安定的に出来る指導方法等を含め引き続き多文化共生センターと定期的な話し合いを行う。
		03		外国語パンフレットなどによる情報提供の充実	第5条	子育て支援課	子育て支援課	アプリは庁内一括して検討するため、情報推進課主催の会議を行う予定と伝えられていたが、令和元年度は実施されなかった。	子育て支援アプリの検討が開始された際は、多言語対応についても検討する。	子育て支援アプリの導入を検討し始めたところに、アプリは庁内一括して検討するため情報推進課主催の会議を行う予定と当初は伝えられていたが、令和2年度まで会議は実施されなかった一方で、健康課所管の子育て情報アプリ「いこいこ」の運用がスタートした。	—	健康課所管の子育て情報アプリが子育て世代支援の全般的な情報を網羅しており、かつ多言語に対応しているため、当該アプリの運用をもって、本件に代える。
					文化振興課	文化振興課	・平易な日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を必要に応じて関係部署等へ配布したほか、引き続き、市ホームページにも情報を掲載した。 ・市報から必要な情報を抜粋し、平易な日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した(毎月毎月617部)。	令和2年度も実施予定 生活便利帳については、編集員の協力のもと、外国籍市民が求めている情報の内容を見直し、改訂のため発行準備を行う。また、QRコードを活用し、スマートフォンにも対応できるようにするなど、引き続き、より広く情報を届けるしくみを検討する。	・平易な日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を作成した。 ・市報から必要な情報を抜粋し、平易な日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した。	A	令和3年度は配布予定。	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
4-1-3	03			外国語パンフレットなどによる情報提供の充実	第5条	学務課	学務課	定期健康診断時及び転入時に使用する結核検診問診票の2言語(中国・英語)翻訳を実施した。	必要の都度、2言語化した帳票を活用する。	必要な児童・生徒に対して適宜使用した。	A	必要の都度、2言語化した帳票を活用する。
						—	ごみ減量推進課		「ごみ・資源物の出し方(外国語版チラシ)」を年度内の配布に向けて作成中。	「ごみ・資源物の出し方(外国語版チラシ)」を年度内に作成した。	A	「ごみ・資源物の出し方(外国語版チラシ)」を窓口配布できるようにし、ホームページ等で周知する。
	04			外国語本の整備の推進	第5条	図書館	図書館	ひばりが丘図書館にて欧米以外の言語の資料(絵本)を購入した。(58冊)中央・ひばりが丘図書館で、英語・中国語・韓国語表記でそれぞれの言語の絵本の配置案内を掲示した。	中央図書館にて欧米以外の言語の資料(絵本)を購入し、外国語資料の充実を図る。	中央図書館にて欧米以外の言語の資料(絵本)を購入した。(66冊)外国語資料の充実を図る。	A	欧米以外の言語の資料(絵本)を購入し、ひばりが丘図書館等で外国語資料の充実を図る。
						文化振興課	文化振興課	市ホームページでの英語ページの作成、外国人への相談会実施に向けた案内チラシの多言語翻訳を実施(対象は大人だが、子育てに関する相談も可能)	令和2年度も実施予定 外国籍市民に有益な情報を、引き続き翻訳していく。	外国籍市民からの様々な相談に的確に対応していくため、タブレット端末を利用した通訳・手話サービスを西東京市多文化共生センターの相談窓口を導入した。	A	令和3年度も実施予定。 外国籍市民に有益な情報を、引き続き翻訳していく。
	05			外国語の翻訳サービス機能の充実	第5条	—	秘書広報課		ホームページの外国語翻訳機能について、利用しやすいよう配慮する。	市ホームページでは、トップページ上部にリンクを配置し、利用しやすいレイアウト等に努めた。	A	ホームページの外国語翻訳機能について、利用しやすいよう配慮する。
						文化振興課	文化振興課	生活便利帳やくらしの情報を関係部署等へ配布したほか、市ホームページで情報を掲載、外国人への相談会実施に向けた案内チラシの多言語翻訳を実施(対象は大人だが、子育てに関する相談も可能)	令和2年度も実施予定 外国籍市民に有益な情報を、より広く届けるしきみを引き続き検討する。	・平易な日本語及び英語・中国語・ハンダによる生活便利帳の冊子を作成した。 ・市報から必要な情報を抜粋し、平易な日本語及び英語・中国語・ハンダで毎月1回「くらしの情報」を発行した。	A	令和3年度は配布予定。 外国籍市民に有益な情報を、より広く届けるしきみを引き続き検討する。
06			多文化を持つ子育て家庭の社会参加の促進	第5条	文化振興課	文化振興課					A	
4-1-4	ひとり親家庭の支援											
4-1-4	01			母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進	第5条 第10条	子育て支援課	子育て支援課	対象者に対して事業の周知を図り、ひとり親家庭の母及び父を対象に就業支援を行った。 また、今年度は、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当現況届の提出時に案内した。	引き続き実施	対象者に対して事業の周知を図り、ひとり親家庭の母及び父を対象に就業支援を行った。 その他、児童扶養手当現況届の案内に、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを同封し、また児童扶養手当現況届の夜間や土曜窓口に合わせて、就業支援相談も行った。	A	引き続き実施

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定					
4-1-4	02	ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進	第5条 第10条	子育て支援課	子育て支援課	対象者に対して事業の周知を図り、派遣事業を実施した。また、今年度は、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当現況届の提出時に案内した結果、利用者が増加した。	引き続き実施	対象者に対して事業の周知を図り、派遣事業を実施した。また、児童扶養手当現況届の際も案内や相談も行った。	A	引き続き実施							
				社会福祉協議会	地域共生課	住民参加型有償家事援助サービスにて、産前産後や育児者の体調不良時に家事援助を行うものだが、実績はなかった。	住民参加型有償家事援助サービスにて、産前産後や育児者の体調不良時に家事援助を行うものだが、12月時点までには実績はない。	住民参加型有償家事援助サービスにて、産前産後や育児者の体調不良時に家事援助を行うものだが、実績はなかった。	B	住民参加型有償家事援助サービスとして、産前産後や育児者の体調不良時に家事援助などを提供し子育てをサポートするものだが、9月時点までには実績はない。							
		03	母子・父子家庭自立支援給付金支給事業の推進	第5条 第10条	子育て支援課	子育て支援課	対象者に対して事業の周知を図り、申請者に対して給付金の支給を行った。また、今年度は、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当現況届の提出時に案内した。	引き続き実施	対象者に対して事業の周知を図り、ひとり親家庭の母及び父を対象に就業支援を行った。その他、児童扶養手当現況届の案内に、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを同封し、また児童扶養手当現況届の夜間や土曜窓口に合わせて、相談も行った。	A	引き続き実施						
					04	母子保護の実施	第5条 第10条	子育て支援課	子育て支援課	対象となる母子に対して母子生活支援施設への入所及び自立支援を行った。また、今年度は、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当現況届の提出時に案内した。	引き続き実施	対象者に対して事業の周知を図り、ひとり親家庭の母及び父を対象に就業支援を行った。その他、児童扶養手当現況届の案内に、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを同封し、また児童扶養手当現況届の夜間や土曜窓口に合わせて、相談も行った。	A	引き続き実施			
								05	ひとり親家庭等医療費助成事業の充実	第5条	子育て支援課	子育て支援課	対象者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、医療費の助成を行った。また、今年度は、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当現況届の提出時に案内した。	引き続き実施	対象者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、医療費の助成を行った。また、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当現況届の提出時に案内した。	A	引き続き実施
											06	母子・父子福祉資金貸付事業の充実	第5条 第10条	子育て支援課	子育て支援課	対象者に対して事業の周知を図り、福祉資金の貸付を行った。また、今年度は、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当現況届の提出時に案内した。	引き続き実施

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	4-1-4	07		児童扶養手当・児童育成手当(育成手当)の充実	第5条第10条	子育て支援課	子育て支援課	対象者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、手当の支給を行った。 また、今年度は、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当現況届の提出時に案内した。	引き続き実施	対象者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、手当の支給を行った。 また、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当現況届の提出時に案内した。	A	引き続き実施
	4-2 保健・医療											
	4-2	01	重-13	訪問型相談の充実	第4条第5条第8条第11条	健康課	健康課	常勤保健師による訪問 乳児(こんにちは赤ちゃん訪問の対象を除く)のべ198人 幼児のべ46人 就学以降のべ12人 産前産後訪問支援事業を今年度より実施。専門支援訪問のべ78回 家事支援訪問のべ199回行った。	継続実施	常勤保健師による訪問 乳児(こんにちは赤ちゃん訪問の対象を除く)のべ79人 幼児のべ21人 就学以降のべ4人 産前産後訪問支援事業を今年度より実施。専門支援訪問のべ117回 家事支援訪問のべ105回行った。	A	家事育児支援については、里帰りや親の支援等が得られずサポート不足からニーズが増加する一方、感染不安から家庭訪問を希望しないケースもある。不安が高い状態であることから、引き続き訪問型の支援については、安心して受けられるよう周知を図り実施していく。
子家セン						子家セン	・子育ての支援が必要と思われる家庭に対し、相談員の訪問及び育児支援訪問事業を実施した。 ・関係機関と連携し、同行訪問や支援が必要な家庭の情報を共有し対応にあたった。 ・訪問による相談・調査を積極的に実施した。	今後も継続する	・子育ての支援が必要と思われる家庭に対し、相談員の訪問及び育児支援訪問事業を実施した。 ・関係機関と連携し、同行訪問や支援が必要な家庭の情報を共有し対応にあたった。 ・訪問による相談・調査を積極的に実施した。	A	今後も継続する	
健康課						健康課	地域子育て支援センターと共催事業「ブレママのつどい」年3回実施 参加者妊婦2人 親子25組	継続実施	地域子育て支援センターと共催事業「ブレママのつどい」については、コロナ禍で休止	B	感染対策による様々な制限は継続しており、地域でのつながりにも影響が生じている。切れ目ない支援のため、互いの部署同士の連携や協力のあり方を検討し、出産や子育て、発達等様々な不安を相談できる機会が減ることのないようにする。	
	02	重-13	母子保健と保育の連携強化	第4条第5条第8条第11条	保育課	保育課	関係機関会議を通じて、情報の共有を行い関係機関との連携を図った。	関係機関との連携の強化を図る。	関係機関会議を通じて、情報の共有を行い関係機関との連携を図った。	A	関係機関との連携の強化を図る。	
子家セン					子家セン	・要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議、特定妊婦等リストアップ会議や保育園訪問を通じて、健康課の母子保健担当と保育課と情報共有を図った。	今後も継続する	・要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議、特定妊婦等リストアップ会議や保育園訪問を通じて、健康課の母子保健担当と保育課と情報共有を図った。	A	今後も継続する		

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2～)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	4-2	03	重-13	母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進	第5条第11条	健康課	健康課	妊産婦電話相談2950件実施。 3～4か月児健診 受診率97.2% 1歳6か月健診医科 94.9% 1歳6か月児健診歯科82.8% 3歳児健診受診率 89.6%	継続実施	妊産婦電話相談2,113件実施。 3～4か月児健診 受診率102.3% 1歳6か月健診医科 100.6% 1歳6か月児健診歯科87.0% 3歳児健診受診率 91.4%	A	継続実施
		04		予防接種についての普及啓発の充実	第5条第11条	健康課	健康課	接種期間や内容等についてホームページや市報を通じて情報提供を実施。予防接種対象者には接種推奨時期に合わせ、予診票を郵送交付、転入者や未接種者には勧奨ハガキを郵送。	継続実施	接種期間や内容等についてホームページや市報を通じて情報提供を実施。予防接種対象者には接種推奨時期に合わせ、予診票を郵送交付、転入者や未接種者には勧奨ハガキを郵送。ヒトパピローマウイルス感染症予防接種について、新たに厚生労働省のリーフレットを同封。また、新たに定期予防接種になった、ロタウイルス感染症について、丁寧な周知を行った。	A	継続実施
		05		かかりつけ医の推進	第11条	健康課	健康課	3～4か月児健診や1歳児相談会において、かかりつけ医の有無を確認している。いない家庭に勧奨	継続実施	3～4か月児健診において、かかりつけ医の有無を確認している。いない家庭に勧奨。	A	各乳幼児対象事業開催時に勧奨していく。
		06		かかりつけ歯科医の推進	第11条	健康課	健康課	かかりつけ歯科医をもつ機会づくりとして、1歳6ヶ月児健診を個別健診で行っている。また、2歳児健診や3歳児相談会において、かかりつけ歯科医の有無を確認している。いない家庭に、勧奨している。学校歯科教育については304回実施した。	継続実施	かかりつけ歯科医をもつ機会づくりとして、1歳6ヶ月児健診を個別健診で行っている。また、2歳児健診や3歳児相談会において、かかりつけ歯科医の有無を確認している。学校歯科教育については 回実施した。	A	かかりつけ歯科医をもつ機会づくりとして、1歳6ヶ月児健診を個別健診で行っている。また、2歳児健診や3歳児相談会において、かかりつけ歯科医の有無を確認している。いない家庭に、勧奨している。学校歯科教育については304回実施した。
		07		小児救急医療体制の充実	第11条	健康課	健康課	・多摩北部医療センターで毎週月曜日～金曜日の週5日間実施 計242日実施、診療数計1,105人 ・佐々総合病院で、毎週月曜日、水曜日、金曜日の週3日間実施 計143日実施、診療数計235人	継続実施	・多摩北部医療センターで毎週月曜日～金曜日の週5日間実施 計243日実施、受診者数393人(うち西東京市民30人) ・佐々総合病院で、毎週月曜日、水曜日、金曜日の週3日間実施 計147日実施、受診者数76人(うち西東京市民56人)	A	継続実施
		08		産科のある医療機関とのネットワークの充実	第4条第5条第11条	健康課	健康課	保健所主催の周産期連絡会 また、支援が必要な妊産婦について、医療機関等と相互連携を実施。病院訪問やカンパレンスを実施し、子ども家庭支援センター等関係機関と連携して支援した。	継続実施	コロナ禍で休止	B	保健所主催の会議については、再開めど不明。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2~)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
4-2	09			保健所との連携強化による母子保健サービスの推進	第4条 第5条 第11条	健康課	健康課	5市・保健所母子連絡会年3回参加 周産期連絡会 年2回参加 学校保健との連絡会年2回参加	継続実施	コロナ禍で休止	B	保健所主催の会議については、再開めど不明。
				アレルギー相談の実施	第5条 第11条	健康課	健康課	事業及び電話相談など、状況に応じたタイムリーな対応を実施した。また、保護者への情報提供を継続するとともに、個別の相談支援も充実させ個々のケースにあった支援指導を実施した。	継続実施	事業及び電話相談、書面など、状況に応じた対応を実施した。また、保護者への情報提供を継続するとともに、個別の相談支援も充実させ個々のケースにあった支援指導を実施した。	A	電話、書面、関係機関への訪問等、様々な形を通して、連携支援を図っていく。
		11		心身の思春期相談事業等の実施 ↑ (【旧名称】心身の思春期相談事業実施の検討)	第5条 第11条	健康課	健康課	思春期における相談は、乳幼児健診・相談会及び体と子心の健康相談(来所・電話)など、状況に応じたタイムリーな対応を実施	継続実施	からだと心の健康相談等を通して、相談支援を実施した	B	思春期時期への相談のため啓発は、関係部署との協力が必要なため、関係機関や部署との連携を図っていく。
				子家セン		子家セン	・専門相談事業として臨床心理士や助産師による相談を行った。	今後も継続する	・専門相談事業として臨床心理士による相談を行った。	A	今後も継続する	
12	重-13		【新規】(仮称)子育て世代包括支援センターの実施	第4条 第5条 第11条	—	健康課		西東京市子育て世代包括支援センターを11月に開設し、相談支援、連携をスタートする。	7月からは、先行して妊娠届出時の全件面接をスタートし、保谷・田無両庁舎で、保健師・助産師が対面で面接できるようにした。 保谷には、プライバシーに配慮しリラックスして相談できるための面談室も整備した。 11月、子育て世代包括支援センター開設。妊産婦の方への相談支援、周産期機関への情報提供と連携依頼等を開始している。 情報提供アプリ「いこいこ」も開始し、妊婦面接時に紹介し、子育て情報がタイムリーに届けられる体制づくりを進めている。	A	市民の方への情報提供に加え、周産期機関との連携も図っていく。	
4-3	災害への対応を想定した環境づくり											
4-3	01	重-14		子ども自身が災害対応能力を高めるための教育の推進	—	保育課	保育課	防災訓練等を通して、防災教育を行い、対応能力の向上を図った。	継続して防災教育を行い、対応能力の向上を図る。	防災訓練等を通して、防災教育を行い、対応能力の向上を図った。	A	継続して防災教育を行い、対応能力の向上を図る。
						児童青少年課	児童青少年課	児童館、学童クラブにおいて、色々な災害を想定した防災訓練を年2回実施した。	引き続き実施していく。	児童館、学童クラブにおいて、色々な災害を想定した防災訓練を年2回実施した。	A	引き続き実施していく。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2~)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	4-3	01	重-14	子ども自身が災害対応能力を高めるための教育の推進	—	教育指導課	教育指導課	・東京都教育委員会作成の安全教育プログラムを活用して、安全教育の充実を図り、危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を身に付けさせる指導を計画的に行った。	・東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力や他者及び社会の安全に貢献できる資質能力を身に付けられる指導を効果的に進めるよう工夫・改善を図る。	・東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力や他者及び社会の安全に貢献できる資質能力を身に付けられる指導を効果的に進めるよう工夫・改善を図った。	A	東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図る。また、学校で起きた事故や近隣市で起こった事故等の状況を発信し、各校が児童生徒の命を守る意識を向上するよう指導・助言していく。
				02	重-14	子どもを守るための家庭と地域と市との連携の強化	第4条	危機管理課	危機管理課	・不審者等の情報を、関係各課へ情報提供 ・「メールけいしちょう」の内容を「安全・安心いーなメール」で配信し、地域に対し防犯に関する啓発	・不審者等の情報を、関係各課へ情報提供 ・「メールけいしちょう」の内容を「安全・安心いーなメール」で配信し、地域に対し防犯に関する啓発	・不審者等の情報を、関係各課へ情報提供 ・「メールけいしちょう」の内容を「安全・安心いーなメール」で配信し、地域に対し防犯に関する啓発
	保育課	保育課	家庭と連携として、安心伝言板メールサービスや引取りの訓練を通して、家庭との連携を図った。					引続き訓練等を通じて連携を図っていく。地域との連携については、関係課と連携を図りながら強化していく必要がある。	ICTシステムを導入し、引取りの訓練などを行い、家庭との連携を図った。	B	引続き訓練等を通じて連携を図っていく。地域との連携については、関係課と連携を図りながら強化していく必要がある。	
	児童青少年課	児童青少年課	防災訓練等を実施すると共に、防犯対策として育成会やPTAと連携してピーボくんの家の普及に努めた。					引き続き実施していく。	防災訓練等を実施すると共に、防犯対策として育成会やPTAと連携してピーボくんの家の普及に努めた。	A	引き続き実施していく。	
	子家セン	子家セン	・要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議を通じて、民生児童委員等、地域の関係者との連携を図った。 ・出前講座等を通じて、家庭等に広報活動を行った。					今後も継続する	・要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議を通じて、民生児童委員等、地域の関係者との連携を図った。	A	今後も継続する	
	03	重-14	乳幼児に特有の生活必需品の備蓄の確保	第5条	危機管理課	危機管理課	・福祉避難施設の保育園(17園)に備蓄している災害時用備蓄物資の入れ替え及び定期点検	・福祉避難施設の保育園(17園)に備蓄している災害時用備蓄物資の入れ替え及び定期点検	福祉避難所の保育園(17園)に備蓄している災害時用備蓄物資の入れ替え及び定期点検	A	福祉避難所の保育園(17園)に備蓄している災害時用備蓄物資の入れ替え及び定期点検	
					保育課	保育課	関係課と連携し、在園児用として食糧、飲料水等、避難施設用として、発電機やミルク等の備蓄を行っている。	備蓄品の確保を図っていく。必要品、量の確保について検討する必要がある。	関係課と連携し、在園児用として食糧、飲料水等、避難施設用として、発電機やミルク等の備蓄を行っている。	B	備蓄品の確保を図っていく。必要品、量の確保について検討する必要がある。	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	前期計画R1担当課	後期計画(R2~)担当課	取組実績(令和元年度)	今後(令和2年度)の課題・取組予定	取組実績(令和2年度)	自己評価	今後(令和3年度)の課題・取組予定
	4-3					危機管理課	危機管理課	・避難確保計画作成支援	・避難確保計画作成支援	避難確保計画作成支援	A	避難確保計画作成支援
						協働コミュニティ課	協働コミュニティ課	○1月24日に実施した講座「生き残るための防災への備えや自衛隊の活動」(参加人数:21人)の中で、避難所運営に携わる女性防災士の講師から、女性目線の災害弱者に配慮した避難所運営の大切さや、女性の運営への参加を促す講義をいただいた。	センター啓発事業、パティまつりにて防災講座を実施する。	○講座は実施できなかったが、男女平等推進センター内に防災関係図書の特設コーナーを設け、男女平等の視点からの防災関連書籍の紹介を行った。	C	危機管理課やボランティアセンター、避難所運営協議会との連携を図り、情報提供を行う。
		04	重-14	子育て家庭に配慮した避難施設の運営体制の整備	第5条	教育企画課	教育企画課	教育委員会の職員が危機管理課の職員とともに避難所運営協議会に参加・支援することで、学校、地域、行政が一体となった協議会になっており、地域の防災力の向上に寄与している。また、避難所運営協議会の運営にかかる経費を支援した。	コロナ禍において、訓練の実施のありかたや、感染症対策を念頭に置いた避難方法を検討していく必要がある。また、地域全体の防災力を向上させるため、先進的な取組を行う学校の活動内容を他校へ周知するなどする。	コロナ禍において、感染症対策に留意しつつ、「西東京市避難施設・管理運営ガイドライン別冊」をもとに避難所運営協議会が避難所開設訓練を行い、教育委員会・危機管理課の職員が参加・支援を行った。その様子を広報紙や市のツイッターで発信することで、先進的な取組を各学校に周知することができた。	A	引き続き、感染症対策を念頭に置いた避難方法や訓練実施の在り方の検討を行うとともに、各校の活動の様子を広報紙や市のツイッター等で発信し、周知を図る。
						社会教育課	社会教育課	子育て家庭に配慮した一時滞在施設の運営体制について確認した。	子育て家庭に配慮した一時滞在施設の運営体制の整備に継続的に努めていく。	保育付き講座の参加者や保育室利用サークルを対象に避難経路の確認や引き渡し訓練などの避難訓練を各館で実施した。(公民館)	A	子育て家庭に配慮した一時滞在施設の運営体制の整備に継続的に努めていく。
						—	教育指導課		学校の対応について理解が得られるように「西東京市立学校防災マニュアル」を公開し、家庭と地域と学校・市とが、平常時から緊密な連携をとる。	「西東京市立学校防災マニュアル」を市ホームページに公開し、それを受け各学校は学校の防災マニュアルを作成した。	A	地域への学校の教育活動の理解や地域との情報交換など、日ごろから開かれた学校づくりに務め、保護者や地域住民、市関係部署、消防署や地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り防災管理の充実に務める。
						—	保育課		関係課と連携し、運営体制の整備・強化を図る。	関係課と連携し、避難施設運営のためのマニュアル整備や、避難施設としての備蓄管理を行った。	A	関係課と連携し、引き続き運営体制の整備・強化を図る。